

令和2年9月14日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)			
出席議員 (9名)	2番 大川 徹也	3番 原 直弘	4番 吉田 豊
	5番 田中 静雄	6番 原田 希	7番 吉富 隆
	8番 大川 隆城	9番 寺崎 太彦	10番 中山 五雄
欠席議員 (1名)	1番 鈴木 千春		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 橋 本 真 美	
	総 務 課 長 三 好 浩 之	ま・ひ・じ・と・せい課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	危 機 管 理 対 策 監 弥 永 正 一	
	建 設 課 副 課 長 高 島 真 幸	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	
	住 民 課 長 扇 智 布 由	健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子	
	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	教 育 委 員 会 事 務 局 長 中 島 洋	
	生 涯 学 習 課 長 小 川 成 弘	文 化 課 長 宗 雲 英 則	
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次	議 会 事 務 局 主 事 松 田 望	

議事日程 令和2年9月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明
（諮問第2号）

日程第2 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	7番 吉富 隆	1. 新型コロナ対策及び熱中症対策について 2. 風水害対策について 3. ふるさと納税について
2	5番 田中静雄	1. 水害対策（豪雨）について 2. 交通安全対策について 3. 中心市街地活性化事業について 4. 公共施設の使用料金について
3	9番 寺崎太彦	1. 新型コロナウイルス対策について 2. 農業振興について 3. 財政改革について
4	4番 吉田 豊	1. 災害時の避難道路対策 2. 外来水生物等の除去 3. LABV事業の対象事業について 3. 防災対策について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま武廣町長から9月4日の会議における議案一括上程、提案理由の概要説明の発言について、発言の取消しと会議録からの削除をしたいとの申出がありました。この申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、武廣町長からの発言の取消しと会議録からの削除の申出を許可することに決定いたしました。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。一般質問の前に貴重な時間をいただきありがとうございます。

9月4日の議案第50号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の提案理由の概要説明におきまして、本来、第2条の説明の後だけに提出日及び提出者名を発言すべきところを間違えて第1条の説明後にも発言したため、二重の発言となっております。この部分の発言の取消しと会議録からの削除について、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

武廣町長からの発言の取消しと会議録からの削除を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。武廣町長からの発言の取消しと会議録からの削除は許可することに決定しました。

次に進みます。

日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第1. 追加議案上程、提案理由の概要説明。

追加議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

追加議案の提案をさせていただきます。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1413番地1

氏 名 高山 善郎

生年月日 昭和30年7月27日

令和2年9月14日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、追加議案の提案をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より1諮問が上程されました。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に進みます。

日程第2 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第2. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、7番吉富隆君よりお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思いません。

なお、御答弁につきましては、明快な御回答をお願い申し上げておきたいというふうに思っています。

さて、朝晩、若干過ごしやすい時期となりました。この9か月間余りを振り返ってみますと、非常にコロナ問題等々がささやくことによって、非常に町としても緊張感の連続でございました。6月になりますと、大きな梅雨で農作物にも大きな被害が出ているようでございます。今月になって、台風9号、10号で、また農作物にも被害、民家の被害等々も出ているようでございます。そういったことの中で、9月14日という日本のかじ取り役が今日決まるようなことがテレビで放映されているところでございます。

さて、そういった中で質問に移らせていただきますが、大きく3か、通告をさせていただいております。

まず1番目に、新型コロナ対策及び熱中症対策についてお尋ねをさせていただきます。

要項の1番として、新型コロナ対策について町の考えをお伺いさせていただきます。

町として今後、町民に対してアドバイス等々についてはできないのか、町の考え方をお尋ねさせていただきます。

それから、3番目につきましては、熱中症対策についても、同じく町の考え方をお尋ねさせていただきます。

4番目に、町民に対してPR活動はできないのかということで通告をさせていただいておりますので、よろしく御回答のほどをお願いいたします。

それから、大きく2番目に風水害対策についてでございます。

この風水害対策についても同様に町の考えをお尋ねさせていただきます。

それから、要項2番に対しては、台風対策についてお尋ねをいたします。

3番目に、水害対策についてもお尋ねをさせていただきます。

4番目に、農作物の被害調査についてお尋ねをさせていただきます。

この農作業の被害調査、大変難しゅうございますが、この対策について、武廣町長をはじめ、日高産業課長は自らですね、浮草対策に汗を流していただいております。それによって被害等々が軽減をしているのは事実でございます。ぜひとも今後も行政でそういったことを進めていただきたいなという観点からお尋ねをしてみたいと思いますが、被害対策の調査については難しゅうございますけれども、町として調査をぜひともしていただきたい。浮草対策に汗を流していただいた町長をはじめ、産業課長には、相当な軽減がなっております。

これは後でまた詳しく回答の出たところで説明をさせていただきたいというふうに考えております。ぜひとも地域の方が町長、日高課長にはよろしく今後もお願いしますというコメントもお伺いをしているところでございます。

大きく3番目に、ふるさと納税についてでございますが、返礼品30%になってからの町の対策についてお尋ねをさせていただきます。

それから、地場産品についてでございますが、これは改めて町の地場産品はどの程度あるのか、そして、今後の対策はどう返礼品をされていくのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、3番目に平成27年度～令和元年度までの寄付額について、まずお尋ねをさせていただきます。

その中で、できれば平成27年度～令和元年度までの毎年寄付の額を分けてお尋ねをしてみたいと思いますので、明快な回答をよろしく願いをして総括質問を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1番、新型コロナ対策及び熱中症対策について、質問要旨の1番、新型コロナ対策について町の考えは、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉富隆議員の質問事項1、新型コロナ対策及び熱中症対策について、新型コロナ対策についての町の考えはということで、私のほうからは質問要旨1についてお答えを申し上げます。

コロナ感染者の発生時は、まず初めに、感染症法に基づき保健所機能を有する県が情報収集、公表を行います。町では、町民の安全・安心を確保するため、県と綿密に連携して情報共有に努めるとともに、町民への情報発信、町管理施設の感染防止策、町管理施設の休業処置、町イベントの中止等について、町内外の感染状況を判断しながら適切に実施していくこととなります。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから御答弁をいただきましたけれども、町としての考えということでお尋ねをさせていただいている中で、非常に3密ということが出てこなかった。3密について町の対策はどうお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

3密対策については御案内のとおりでありまして、3密になるような環境を防ぐ、また、我々が町民の皆様方に徹底し、啓発させていただいておりますのは、ソーシャルディスタンスをしっかりと取りながら、うがい、手洗いを励行していただくということを広報紙であったり、ビラ等で御案内をさせていただいているところであります。

イベント自体をですね、3密の状況になるものについては避けていくべきだという考え方から、現在は徐々に大きな5,000人以上の規模のですね、内閣府の指導によりますと、イベントについては、適切なソーシャルディスタンスであったり、コロナ対応と言われるものについて、しっかり施した上で実施することができるというふうになっていると私自身は理解しておりますが、これは各地域の中においては、主催者の意向としてイベント等の中止等と言われる方も多数おいでございまして、実際本町におきましても、事実上、開催することは可能であるイベントであっても、現在中止したりしているような状況はございます。これは佐賀県の各自治体の動向というものをしっかり把握した上で、そういう対応をさせていただいているところでございます。

どういう形にしましても、開催するにしても、イベントの大小にかかわらず、3密対策をしっかりと行いながら、今後も各種イベントの実施に当たっては心がけていかなければいけないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから御答弁をいただきまして、イベント等々についての中止というのは、我が町でも実行されているというふうに理解をしております。

そういった中で、そうすることによって、個人消費、財政的なものにどのような影響があるのかなという感じをいたします。厳しくするぎするほど、町民の皆さんは動きができない。そうしますと個人消費が低迷する。すると財政的にもどうなるんだろうかという考えが成り立つわけですが、町として、もうちょっとそこら辺についてお尋ねをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

今、御下問のイベント中止に伴って経済活動が落ち込むのではないかと、ひいては町内事業

者が失業する懸念が生まれるのではないかというお尋ねだと思います。

まさにそのとおりでございます。事業者支援として実施している様々なイベントについては、3密対策等を施しながら、また、ソーシャルディスタンスを配慮して、これが徹底できていないところがあるという御指摘をいただくこともございますけれども、今後もそういった配慮をしながら、事業者支援、あるいは町民の皆様方の経済活動が落ち込まないようにしてこ入れをしていく必要があるというふうに考えてございます。

やはり地域活性化のために、本町におきましては、事業者支援という形でふるさと納税寄付金等を充用させていただきながら、寄付者の善意に甘えて、この活性を目指すということをはかっているわけですが、やはり事業者自身が閉店されてしまえば、こうした支援も出せないわけでありまして、行政がやれることというのをつぶさに枝葉の部分までしっかり見ていきながら、きめ細かな要望を——きめ細かな施策をとということで商工会からも御要望いただいているところでございますので、今後については、さらに3弾、4弾というような事業支援を行っていききたい、そういう思いでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

大変難しい問題とはいえども、町長が先頭に立って、そういったフォローを今後はしていただければなと強くお願いしておきたいというふうに思います。

そういった中で、国は、この緩和策が今出てきていますよね。例えば、相撲が昨日から始まっています。かなりの観客が入っていますよね。野球についても今後2万人程度までは入れるとか、そういったことが今、国のほうではささやかれております。今後、総理大臣が今日決まるということで、そういった対策が前に進むであろうと思います。それについては、町としてどのような対策を今後されるのかなというふうに思いますので、町長のけだんなる判断をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

東京、大阪、名古屋、いわゆるビッグシティにおけるビッグイベントに基づいて、そういった都内での指針を都知事はじめ、国のほうも方針を出されることと思いますが、今現在も5,000人以下のイベントについては国のほうで指針は出ているものの、現状、イベント等について中止が散見される。それは住民の皆様方の御心配、主催者の御心配から来る、発露するものだというふうに理解をしておるところでありまして、こうしたものについても、安心感を持っていただけるような環境を整えたいのだからと思っておりますし、まさに今、国がそうしたイベント実施について緩和の方向を考えておられるのは、そういう環境づくりのためであろうと思いますので、今後とも国、県の動向を見ながら、同時に近隣市町の動向等を鑑みながら、適切に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中山五雄君）

質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

町長のお考えをお示しいただいて、大変ありがたく感謝を申し上げます。

としながらも、非常にこの問題は難しい問題とはいえども、やっぱり国の動き、また、町は町としての動きを、今町長が言われたようなことで前に進めていただきたいというふうに強くお願いをして、この1番目の項だけを終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい。先に進めてください」と呼ぶ者あり）

質問要旨の2番、町として今後、町民に対してアドバイスはできないか、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の質問事項1、新型コロナ対策及び熱中症対策について、質問要旨2、町として今後、町民に対してアドバイスはできないかという御質問に対してお答えをいたします。

町では、コロナ感染拡大防止策として4月に啓発チラシを全戸配布したほか、町のホームページ等で厚労省や県から発出された受診相談の目安や感染防止策、町内事業者に対する支援策等について情報発信をしています。

また、8月23日の町内第1例目の確認時においては、ホームページ、フェイスブックにより感染された方への差別防止や、手洗い、うがいによる基本的感染予防策の徹底を呼びかける等、迅速に対応しました。今後も状況の推移を踏まえ、適時の情報発信を行ってまいり次第でございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから御答弁をいただきました。

特にこのアドバイスという言葉を使わせていただきましたけれども、町として、今、町長が言われるようなことで、それを先に進めていただきたいし、また、周知徹底もしていただきたいなというふうに思います。

しかしながら、やはり上峰町から一人も感染者が出ていないということなんですよ。（発言する者あり）1人あったけれども、あれは新聞でね、ちょっとおかしいねと思うのは、上峰に在住でない、町外の方とかいう新聞が明くる日載っていました。それで、この質問も出ていました、佐賀新聞にはね。そういったことを含めたところで、このアドバイスをしていただきたいと。1件出たということで、ばっと報道されましたけれども、明くる日の新聞にはそのような記事が載っていましたので、何でという感じがしました。

それはそれとして、今後の感染については、やっぱり周知徹底をしていただきたいと。議会としても、何というですか、この3密問題も先ほど申し上げましたけれども、昼の食事、

3班に分かれて食べています、3班に。要するに距離を取ろうということで、議長がそういう指示をしておりますので、町としても町民に対してそういったアドバイスを、周知徹底をお願いして、この項を終わらせていただきます。よろしく願いしておきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、熱中症対策について町の考えは、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉富議員の質問事項1、新型コロナ対策及び熱中症対策について、要旨3、熱中症対策について町の考えはに関して答弁をいたします。

熱中症は、気温が高いなどの環境下で体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱が籠もってしまうことで起こります。熱中症の症状は一樣ではなく、症状が重くなると生命へ危険が及ぼすこともあります。熱中症は命に関わる病気ですが、予防法を知っていれば防ぐことができます。気象庁からの高温注意情報や環境省の暑さ指数の情報を参考に熱中症の対策を取る必要があります。

一方で、新型コロナウイルスの感染を防ぐために身体的距離の確保、マスクの着用の仕方、3密——密集、密接、密閉を避けるといった新たな生活様式を実践しながら対策を講じることも求められております。

各種イベントや行事については、環境省熱中症予防サイト等を活用しております。

高齢者の方の対応については、民生児童委員や包括支援センターと連携するなど予防や見守りをしているところでございます。

住民の皆様の安全を守る観点から、自治体全体で取り組む課題と考えておるところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま課長さんから御説明をいただきました。

まさしくそのとおりであろうというふうに思いますが、具体的に熱中症対策として、1日の水分というのは大体どのくらいの程度が適当であろうかなというふうに思いますが、課長、考えはいかがでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの具体的な対策として1日に取る水分の量という御質問でございますが、こちらについては、年齢、世代も様々でございます。国から示されておりますのは、小まめに水分を補給すること、それから、喉が渴いていなくても水分補給をするということということで、時間を小まめに刻んで、必ず水分補給をする。それは室内、屋外限らず、そういうふうな指導をされているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

この水分補給につきましては、1日最低でも1.5リッターは飲みたくなくても水分補給が必要であるというようなことをお聞きしております。そういった対策も含めて今後もしていただきたいと思えます。

しかしながら、今の時期になっては朝晩過ごしやすくなって、外気温度が30度程度ぐらいまでしか上がらないというようなことですが、町として、外気温度が大体どのくらいまで上がったときにそういった水分補給というのは必要なのか、具体的に分かれば教えていただきたいというふうに思えます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの外気温度がどのくらいでということの御質問だと思います。

先ほども少し申し上げましたが、暑さ指数というのを国が示しております。こちらが日常生活に関する指針としましては、28度から31度、こちらになりますと全ての生活活動で起こる危険性、注意すべき生活活動の目安となっております。こちらについては、高齢者については、安静状態でも熱中症を発症する可能性が高いということを示しております。

警戒としましては、25度から28度、こちらにしましては、運動や激しい作業をするときには定期的に十分休息を取る、それから、水分補給をするというような指針が示されております。

それから、運動に関する指針となりますが、こちらは35度以上、こちらになりますと、特別の場合以外は運動を中止するですとか、特に子供の場合は中止をするというような指針が示されております。

それから、31度から35度、こちらも運動に関する指針ですが、こちらが熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける、また、10分から20分置きに休息を取り、水分、塩分の補給を行うなどの指針が示されております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

それでは、教育長さんのほうにちょっとお尋ねをさせていただきますが、小・中学校のクラブ活動、運動会等々も含めたところで、この熱中症対策というのはどのように御指導されているのか、お尋ねをさせていただきます。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。吉富議員からの御質問でございます。

小・中学校におきましては、先ほど江島課長が申されたようなことを基本としながらも、特に子供たちですので、発達段階に応じてにはなりますが、水分の消費率も高うございます。そして、活動量も高うございますので、よりきめ細かに子供たちに水分補給をするというこ

とを心がけています。

そして、お尋ねになりましたクラブ活動等につきましては、特に中学校の場合、部活動の時間を通常の夏よりも少し短めにするというようなこと、それから、顧問が必ずついて、細切れのきめ細かな時間を区切った形での水分補給を取るというようなこと、そして、健康観察をするというようなことを心がけながらやっているところでございます。

また、屋内と屋外においては、一般に屋内のほうが日陰で過ごしやすいような気はするわけですが、実際のところは、熱中症は体育館の中でも発生しますので、湿度、あるいは暑さ指数等にも気を配りながら対応しているという状況でございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

気配りを非常にきめ細かくされているなということで判断をいたしますが、特に今、上峰の小・中学校で熱中症にかかられた方はおられますでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

例年、夏の時期に熱中症らしき症状になるということで、救急搬送される児童・生徒が数名出ております。昨年度も4名から5名、一夏の中で出ましたが、今年度につきましては、現在のところ、まだそういった報告は受けていない状況でございます。

ただ、症状に個人差がありますので、救急搬送しなくても、具合が悪くなって保健室で休んでおるとかいうようなところはございますので、そういったところまでは、まだ詳細に把握はしてございません。大きく問題となるような症状となったというケースまでは発生していないという状況でございます。

○7番（吉富 隆君）

今年については、熱中症ということはなかったという報告でございますが、今後でもですね今年だけの問題ではないと思うので、学校の先生方、指導者あたりに周知徹底を、目配り、気配りをしていただくように強くお願いをいたしまして、この項を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の4番、町民に対し、PR活動はできないか、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉富議員の質問事項1、新型コロナ対策及び熱中症対策について、要旨4、町民に対し、PR活動はできないかに関して答弁をいたします。

8月下旬に町内全世帯を対象に、熱中症予防とコロナ感染症防止、新しい生活様式を健康にという内容の熱中症対策の普及啓発資料を配布いたしました。熱中症予防に加え、コロナ感染症防止を示したものでございます。今後も熱中症についての注意喚起、周知を行っていきたいと考えております。

また、新たな情報として、環境省の暑さ指数算出地点で暑さ指数が33度以上となることが予想された場合に熱中症警戒アラートを県単位で発表し、熱中症の危険性が極めて高いことに対する気づきや予防対応行動を促すもので、報道機関や防災行政無線、小中高生等への屋内待機勧奨、訪問等による高齢者の警戒勧奨を国、県、市町の連携で令和3年度からの運用を予定しております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ここで、課長の答弁の中に指数という言葉が出てまいっております。これはテレビ放映でも新聞でもよく見かける言葉なんでございますけれども、町として町民に対してですよ、こういったこと、暑さ指数ってなかなか難しいんですよ。分かりやすいことで町民の皆さんが熱中症にかからないがためのPR活動はできないかというのが僕の目的なんです。質問の趣旨でもございますので、若干答弁がずれているなど僕は思いますので、その辺について、いま一度、課長のお考えをお尋ねします。

と申し上げますのは、28度から31度という指数の問題もありますが、この熱中症というのは、クーラーのかかるところでも起きるわけですよ。今、教育長が言われたように体育館の中でもかかります。夜中でもかかることがあるということが新聞、テレビで報道されておりますので、そういった対策を町の人たちにPRをしていただきたいというのが趣旨なので、その辺について、課長のお考えをいま一度お尋ねさせていただきます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

町として、指数、熱中症にかかるものを分かりやすく防止できるPR活動ができないかというお話でございます。

ここにつきましては、やはり繰り返し呼びかけを行ったりですか、それから、内容については、具体的なものを目で見える形でお示しをするのが効果的と考えております。広報紙等でさらに詳しく、その指数についても周知をするなど、関係機関と連携しながら住民の皆様への周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいま課長からいろいろと御答弁をいただきましたけれども、本当に難しい問題といえども、町としてね、住民の方々に体調管理を極力PR活動の中に入れていただいで、飲みたくない水でも1日に1.5リッターは最低飲んでくださいよというようなアドバイスもできるのではないかなと。そういったことをPRとして町民にお知らせを、周知徹底を今後していただきたいということを強くお願いして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、風水害対策について、質問要旨の1番、町の考えはということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の質問事項2、風水害対策について、質問要旨1、町の考えはという御質問に対してお答えいたします。

町は、災害対策基本法に基づき、町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として上峰町地域防災計画を作成しています。

防災計画の風水害対策編には、町土並びに町民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減するため、予防対策から応急対策、災害復旧、復興に至るまで幅広く詳細に明示しており、町として本計画の実効性を日々追求、確保しておくことにより、確実、着実な風水害対策ができるものと考えております。

以上、答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

私は、この風水害対策については、非常に興味を持っておるところでございます。町には、人災というのがいまだにないというふうに思っております。それもひとえに町の考えがいち早く対応されたからであろうと思っております。

ただしかし、昔もそう雨はよく降っておりまして、堤防の決壊等々もあってまいりましたが、今は気象条件が地球規模で変わってきております。ゲリラ豪雨という言葉が適切かどうか分かりませんが、そういったことが今、新聞、テレビでは報道がされている中で、私は大字江迎地区に住んでいますが、筑後川に大堰ができましたよね。町長ね、筑後川に。これは大きな影響があるのではないかと僕は思っています。

と申し上げますのが、引き潮、満ち潮、1日のうち2回ございます。水害が起きるときは満潮のときが多いんですよ、不思議と。その筑後川大堰がどういう影響をしているかという、満ち潮のときは筑後川大堰から上には潮は上がっていきません。そうしますと、切通川とか、六田川とか、井柳川とか、そういったところの水位がね、三、四十センチは上がっているというデータが出ております。それに、満ち潮のときに雨が降れば災害が大きくなるというふうに思っております。

ただ、これを今さらどうのこうのということじゃなくて、その今後の対策として町はどうされるのかというのが私の趣旨であって、今年も2回ほど冠水をいたしました。普通農道まで来るくらいやったけれども、今年は膝下まで来ていますよね、2回とも。そういったことが徐々に目に見えてきた。ゲリラ豪雨のおかげとは言いながらも、そういう現状が現実的にあっているわけですよ。

それから、上峰町を眺めてみますと、細長い、南北に長い町の体系でございますが、一気に、山で降った雨が一気に下に流れないような対策はきちっと取ってあると思うんですよ。

そういったことも、町としてはもう御承知だろうというふうに思っております。

じゃ、雨の量がどのくらい降ったときの対策でそういった一気に流れないような対策をしてあるかということ、私が聞き及んだところでは60ミリということを知っていました。今はどのようになっているか分かりませんが、そういったことで、例えば、神北線に今度新しく開通しました。そうすると、井樋というものが分かりやすいかと思いますが、制水門というんですよね。それから、よくよく体系を見てみますと、クリークが広くても小さくなっているところがあるんですよね。ここで水を下に流さんような水の量を考えた上で造ってあるというふうに聞いておりますが、そうしないと一気に下々に流れたときには大きな被害が出るということで、そういった対策を国のほうでされているようでございますから、できれば、僕が知りたいのは、そういう対策が何ミリ降ったときにどの程度の制水門が設置されているかということが町として調査をされたんだらうかというふうに思いますので、これは建設課に当たるのかなというふうには思いますが、もし分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○副町長（森 悟君）

ただいまの吉富議員の御質問の中で、制水門が部分的に首を絞めているところがある、その構造物と、それから、雨量との関係はという御質問でございました。

ちょっと私、建設課の話も出ましたものですから、また、それぞれの専門分野で分かる観点はあろうかと思いますが、私のほうではまず、クリークについては、これは国の中でも農水省の事業で、水をためるために造られた一つの構造物だという観点でございます。したがって、国交省が行っている大規模河川とは大きく異なるものであるという基本計画がございます。

国交省におきましては、それこそ何十年に1回と、100年に1回と、そういうような洪水におきまして、大規模河川であります筑後川等の整備を今も行っているというふうに私も理解しております。

議員おっしゃいますように、町内の構造物ではどうかという中で、60ミリというお話もございました。これは全国的に各自治体、都道府県、それから、市町村におきましても、おおむね、おおむねそのような数量の雨量が発生した場合は、そこまではとどめることができるという基本的な構造物の在り方でございます。それこそ、ここを100年、200年にしたがいいんじゃないかという考え方も国の中ではありましたけど、それはきっちり国のほうが、もうそれは無理だと、このために資本の投下はできないと、莫大な資本が発生するというところで、あとはその中である一定の雨量をですね、降水量の計算をしながら、今、それぞれの自治体でも構造物の設計、実施を行っておりますので、我が町におきましても、おおむねそのような計画の下に今行っておるところでございます。

したがって、先ほど議員おっしゃいます制水門についてのもので、それこそ狭いとこ

ろ、広いところ、いろいろございます。そこそこの貯水量の考え方も各地区で違いますもんですから、そこは若干異なるところはありますけれども、ただ言えることは、最近のゲリラ豪雨につきましては、それこそ国のほうも、今までは治水、利水の観点で、利水、すなわち水を利用して発電したり、揚水をしたりするものにおきましても、3日前から少なくとも水を開けて、そして、貯水量を少なくして、大規模洪水、ゲリラ豪雨に対する備えにしておきたいという観点の指針を今示しておるところでございますので、我が町におきましても、制水門につきましては、大雨が降る前には皆さん御協力いただいて、今、開けてもらっているというふうに私は理解しているところでございますし、この前も若干閉まっていたところもございましたけれども、それは我が町の担当部局のほうから願いをして開門していただいているという現状でございます、今後もそのように対応を私たちのほうではさせていただきたいと考えているところでございます。

一部分の回答でございましたけれども、以上でございます。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。（「課長、建設課はないの。いや、なければこっちから質問しますよ」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

答弁漏れがあったとすれば、ちょっと私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

今おっしゃいますように、今、ダムの方ほうも、農業用水についても事前放流する、低水管理を事前にするという大きな国のほうでも判断をされるような状況になり、基本はやはり上からの水が1級河川に集まって、破堤するのが一番この地においては大問題なわけです。

今、皆様方にお配りしているハザードマップも、筑後川が200メートルピッチで破堤した場合に起きる浸水範囲でありまして、上からの水がそれにさらに乗っかって、浸水のエリアが広がっているんじゃないかという御指摘はそのものでございます。

何をすべきかという視点で考えますと、やはり1級河川を破堤させないがために、その河川を守ろうとする動きが必ず大雨のときは出てきます。その場合には、支川はバックウォーター現象で内水氾濫を起こすと、これが今起きていることです。

これらに対処するには二通りのやり方があります。1つは、たまった水をポンプ車で近くの河川に吐き出すというやり方、もう一つは、調整池をしっかりと機能強化をして、堤体を上げたり、あるいは貯水量全体を2倍、3倍にするというやり方です。本町においては、坊所地区の話題がこの議会でもよく話題になりますけれども、外記のため池の水が余水吐きを越えて大量に流れてきていて、それが中学校のところから坊所のほうに集まってきて、そこが浸水をまずして行って、水位が上がってくるという状況が散見されます。

要は、この外記のため池の水をしっかりとコントロールする、また、あるいは事前の低水管理を行う。先般、下津毛地区で説明会を行わせていただきましたが、木栓がですね、抜いて

もなかなか十分な低水管理ができないんだという現場のお声をいただきました。

一方で、それはそういう現状かもしれませんが、やっていかなきゃいけないこととして、やはり水の抜け具合をもう少し早くして、周辺の田んぼに影響を与えないような、あるいは水路の工作であったり、田んぼの補強等、田んぼの水が当たるところの補強等をしっかりやっていくことと並行して、ため池の改修が必要だというふうに考えております。

先日、佐賀豪雨を受けまして、全国のため池について新たな法案がさきの議会で通りました、国会でですね。このため池新法と言われる新法を使いまして、県営事業で今後、外記のため池をお願いする段取りが今つきつつあります。この段取りをしっかりと進めながら、外記のため池の堤体を——堤体といいますか、まず、御下問でございましたしゅんせつをしっかりと行いながら、外記のため池自体を補強し、周辺にとっても環境のよいため池に変えていくことが必要だというふうに考えております。

下津毛の説明会を経て、今後、上坊所さん、また、声の上がっている自治会が1つございますので、そちらで説明会をしていきたいと同時に、周辺のところについても、必要性があれば適切に集会等を開きながら御説明をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

詳しく町長のほうから御説明をいただき、いやあ、前に進んでいるなという感じを受けました。

調整ため池というのが今、言葉に出てきましたけれども、今、佐賀県で牛津川——牛津川だったと思いますが、調整ため池を大きく田んぼを潰して造る案が出ています。国の方針も出ています。調整ため池というのをですね。だから、こういう問題を私も質問したんですが、外記のため池もそれに類するのではないかというふうに思いますので、ぜひともその調整ため池のことについては前に、早め早めに、いろいろ町長、お考えはあると思うけれども、この対策について、人災が起きる前にそういった対策を進めていただきたいというふうに強くお願いをし、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、台風対策はについて、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の要旨2、台風対策はというお尋ねでございますが、これも先ほど答弁しましたとおり、台風対策においても、地域防災計画の実効性を日々追求、確保していくことが基本になると考えております。

一方、台風災害の特徴として、気象衛星やレーダーによる進路予測により比較的早期に防災体制の確立が取れることから、町としては、気象予報や警報に基づき強風対策として町営

施設における事前の飛散防止措置を行うとともに、町民の皆様に対しては努めて早期の避難指示の発令に努め、安全確保を図ってまいります。

一般の台風の際にも本当に多くの町民の皆様方が町民センターに、あるいはおたっしや館に避難してこられておりました。こういった大きな台風の際、想定を超える避難者が参集されるということで、備品等の準備が十分でなかったり、細かな空調の調整が効かないというようなことも課題として見つかっております。

今、防災グッズについても、かなり利便性の高いものがよく使われる環境——使うことができるようになってきていますので、こうした防災グッズについても、事前に備品等をしっかり備蓄していくようなことと、空調については、なかなか統一空調だったので難しい面もあるのかもしれませんが、必要な体を温める毛布等の準備等をですね、さらに旧に倍して準備していくことも必要だというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

町として、本当にこの台風の時期というのは予報が前もって出ますから、対策はしやすい部分もあるのではないかという気がしますが、これだけ大型台風というようなことになれば、やっぱり町民の皆さんを脅かすことになるので、その対策としても避難場所を設置してあると思うので、今度の9号、10号に対して避難された方がどのくらいおられますか、教えていただきたい。

○町長（武廣勇平君）

私が避難所にいた時点で、150名超の方が町民センターに、おたっしや館についても数十名がいらっしやったと認識しておりますが——数十名までいっていませんかね、10名程度、私が行った時点ではいらっしやいましたけれども、詳しくは総務課長ないし危機管理監からお答えをさせます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

台風10号における避難者の数でございます。

町民センターにおきましては、111世帯173名、おたっしや館につきましては9世帯16名でございました。

なお、台風9号につきましては、おたっしや館に9世帯11名でございました。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

非常に町の対策は万全であるというふうに理解をしたところでございます。

今後につきましても、まだ台風10号ですから、今年もまだ、台風が来ないという保証はないだろうというふうに思いますので、今後についても、台風対策については町長の指揮の下でやっぱり万全を尽くしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと。

それから、水害対策も関連がしていますので、この水害については削除させていただいて、前に進んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の4番、農作物の被害調査について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんおはようございます。吉富隆議員、質問事項2、風水害対策について、要旨4、農作物の被害調査について、答弁させていただきます。

大雨や台風に伴う農畜産物等の被害については、職員で見回りを行い、状況を把握する一方で、JAや共済と連絡を取り合い、また、地区の方から連絡をいただき、調査、把握するところでございます。

県内の被害状況を取りまとめるため、県に報告するところもございますが、関係機関と相互に連絡を取り合い、被害調査しているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、日高課長から御説明をいただきましたけれども、私が通告をしているのは、農作物の被害調査なんですよね。町でそれができないだろうかというのが趣旨であって、若干答弁がずれているのではなかろうかなというふうに思います。

なかなか難しい問題なんですけれども、この被害調査をすることによって対策をどうした方がいいかということにつながるので、お尋ねをしているところでございますので、簡潔によろしゅうございますが、日高課長、調査は町で見回りだけでしょう。被害は実態を見てくださいよ。

例えば、よその町でも起きているが、畜産業が、牛が流されたとか、そういうことははっきりと被害が出てきますよね。見えます。しかし、上峰の場合はそこまではなっていない。一番被害が起きているのは稲作、大豆だろうと。それにハウスをやっている方、そういったことは調査できるので、そういったことを調査できないですかということで質問していますのでね。これは日高課長、できるんでしょう。どうですか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

今回、コロナ禍での影響について、議員が今の状況をお伝えされたかのように、様々な業界、これは1次産業だけでなく、2次産業、そして、サービス産業、多種多様な業態からのですね、今、御要望として受け付けさせていただいております。

我々は実際、給付事業とか執行事業をする一方で、ハコミネ町民市の事業を進めておる中でありまして、一企業さんからの御提案ということではなく、例えば、JAさんでいくとJAの各部会から御要望、今の状態をしっかりと把握していて、まとめていただいて、要望

等をいただく形を取らせていただいておりますので、今言われましたハウスものの園芸、あるいは米、麦、大豆のところに――大豆の話がされましたね。大豆被害があっているということについては、まだ我々の耳には入ってきておりませんので、肥育部会さん、タマネギ部会さんからは御要望等を農業の分野でいけばいただいております。

また、商業者に対しましては、DMOの各部会としてそれぞれが御要望をつくってこれておられまして、また、商工会さんも別途要望をいただいているという状況ですので、ぜひ大変御負担をかけることになるかもしれませんが、各部会の中で問題点等をしっかりと整理していただいて、要望活動を行っていただくことで、我々としても対応をスムーズに適切に行っていきたいと考えてございますので、よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

○7番（吉富 隆君）

大変難しい問題といえども、町だけでできる問題なのかなという私も疑問はあります。しかしながら、JAさんとか、普及事務所とか、そういった連携を取りながら、この被害調査を今後していただければなというふうに思っております。

そういったことも含めたところで、もう一点、僕は冒頭申したようにね、農作物の被害というのは、どうして未然に防ぐかという問題がもう一つ、私の考え方でございます。

冒頭申し上げたように、幹線水路に町長自ら、産業課長自ら胴長を着て、浮草除去対策に御尽力をいただいております。新聞もテレビでもこれは報道しました。大変地元の方は喜びでございます。

どういうことかという、あれが何もせじ、そのまましとったら、農作物にどれだけの被害が出たんだろうかと、およその推測はつきます。膝下まで来ているんで、水が。あの浮草が、あのような量がですね、田んぼに入ったらどれだけの被害の出るですか。そいけん、町長、地元の方はえらい喜んであつですよ、本当に。

そうしたときに、この雨季時期は必ず南風、はやん風と言うんですが、水は上から下に流れて、一応田んぼに入って、また動きます。そうしますと大きな被害につながります。それは軽減できたんだろうと僕は高く評価をしております。いち早く揚げていただいたので。

それから、幹線水路につきましては、法定外ということになっていますので、町の管理ということになっているようでございます。支川については、何というですか、多面的機能支払交付金で各集落はどんどんやっておられます、今現在ですね。そいけん、大変今後についても、幹線水路については強く町長にお願いをしておきたいと。我々地元の間人としてもお声をかけていただければ、ボランティアで協力はしていくことをここで約束をしておきます。

ぜひともそういったことで、この問題については先に進めていただきたい。そして、人災がないような対策を強くお願いをして、私は2番の項を終わらせていただきます。答弁は要りません。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、ふるさと納税について、質問要旨の1番、返礼品30%になってからの町の対策について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。吉富議員の質問事項3、ふるさと納税について、要旨1に関して答弁をいたします。

昨年6月に改正地方税法が施行されておりますので、その内容や改正以前の通知内容も踏まえて対応しているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

河上室長が今御答弁をいただきましたけれども、返礼品30%になってからの町の対策ということで通告をさせていただいているところでございます。

今までとどこが違うのか、教えていただければというふうに思っております。今までは返礼品が30%だったのか、25%だったのか、50%だったのか、その差がどのようなことに影響が出てきているのか、僕は知りたいわけね。だから、町として、その対策についてお尋ねをしているところでございますので、もうちょっと詳しくお願いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今までとこれまで、どういった形で差異があるのかというようなことかというふうに思っております。

過去におけます総務省での、いわゆる技術的助言と言われる中のものでは、様々通知があっていたわけなんですけれども、その中においても、具体的にこうなさいという形ではないんですね。こういったものが総務省の考えの中では適当なんじゃないか、こういったものが不適當なのではないかというような形での助言というのはこれまでもあってございました。

私どもそういったものにしたところでしてございましたけれども、このほど、昨年6月には明確に基準といたしまして、寄附金税控除の中で、地方税法の中で具体的にそれが明示されてきたということでございます。これまでの技術的助言とは、これは異にするものでございまして、そういった取扱いにおきましては、寄附金額の100分の30に相当する金額以下とすることという形で確実に明示をされることになっておりますので——されておりますので、そういった基準に照らし合わせたところでやっているところでございます。

なお、地場製品の——地場製品じゃなかった、各総務省の基準におきましては、3つほど大きなものがございまして、1つはふるさと納税の募集自体を適正に実施すること、それと、返礼品の返礼割合を3割以下にすること、そして、基準3として返礼品は地場製品を利用することという形で、この3つの大枠が総務省のほうからきっちり明示されておりますので、

こういった基準に従ってやっているということで御理解を頂戴できればというふうに思っております。

それと、それまでの内容につきましては、明確な基準というものは、例えば、3割がどういう形、何で3割になったのかとか、そういったことに関しては何ら基準は、ちょっと今のところは明示をですね、根拠となるものに関しては、エビデンスをこちらのほうは把握しておりませんが、一応3割という形で基準が出ている以上はそれに従ってやっていくという形となっております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

地方創生の時代でございまして、国会でもいろいろと議論がなされております。

地方に権限を持たせるというふうな動きも出ているようでございますので、こういったふるさと納税のみならず、きちっとした形で町長を軸に対策を練っていただきたいというふうに思っておりますので、その辺については、同僚議員もこういった質問を出されておるかも分かりませんが、やっぱりそういう議会として、議員の一人として、僕はそういうことを要望しているわけですが、やっぱり町の財政という、決していい状況にあるとは——12ぐらいやったですかね、そのくらいあるので、やっぱり7、8ぐらいまでは御努力をしていただく、そしてまた、町民の皆様にも、我慢をしていただくところは我慢をしていただくということをやっぱりしていく必要が今後あるのではないかなというふうに思っております。

これはあくまでも想像ですが、今後、財政的なものという言葉を出しましたけれども、不景気が来るのではないかなと、来年、再来年頃に。そうしますと、税収にも影響が出るのではないかなというふうなことも含めたところで、しっかりと町長を軸に対策を練って、今後、財政に貢献をしていただきたいと。

ふるさと納税については今までも実績があるので、頑張っていたきたいと。そいけん、30%になって寄附額が減ったんじゃないかなとかいう心配もします。しかしながら、30%の返礼品と諸経費で、それなりの内容になるであろうと。数字的なことはいいにしても、そういったことの対策をぜひとも強く町長をお願いしておきたいというふうに思います。

1番目の返礼品30%については終わらせていただきます。先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

質問要旨の2番、地場産品について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項3、ふるさと納税について、要旨の2に関して答弁をいたします。

改正地方税法の施行に伴い発出しております総務省告示に沿った形で対応をしているところでございます。

昨年度もそうだったんですけども、指定団体として申請の際には、返礼品の一つ一つに

ついて総務省からの確認がございますので、それに沿った形で行っていききたいというような形で考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

地場産品について改めてお尋ねをさせていただきますが、今、河上室長さんが答弁された総務省との関連については承知をしております。

ただ、上峰町に地場産品というのは何が主であるのか、どういう品物が地場産としてそろそろだろうかというふうに思います。総務省との話はちょっと横に置いて、町に地場産品というのは主にどのような品物があるのか、分かる範囲内で結構ですので教えていただきたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

地場産品の定義が総務省の定義に基づいて、町内から地場産品として提供されることに対して真新しい商品が数多く出ているものですから、オリジナルの地場産品がなかなか出ていないんじゃないかという御指摘をいただいております。

これは非常にルールとしては問題はないものですが、外からの意欲的ですね、拡大志向のそういう事業者さんの意欲を取り込みながら、町としても寄附金を大きく大きくしていきたいという思いはあるものの、一方で、やはり町内事業者さんの取組について、もっと拡大していかなければいけないという思いも持っております。

そんな中で、地域の中での商品についてお尋ねですが、例えば、商工会女性部の皆様方がハンドクリームを、町のツバキをエッセンスを使いながら作っていただいたり、ツバキ油を作っていただいたり、町のお米でお酒を作っていただいたり、地域のお米を3種ブランディング化して天衝米として売り出していただいている。こういう取組をもっと広げていければという思いと同時に、まさにこれは町が団体に働きかけるというような形だと、何かスポイルするような形を取るということに対する公平性、平等性の問題があると聞いたものであります。ですので、いろんな団体のほうから主体的に手を挙げていただいて、それをサポートに回るといったようなことが一番望ましいというふうに思っております。

よって、商品開発推進PR費というものを設けて、その人たちの思いを形にする。具体的に言うと、デザイン、梱包だけでなく、売り方とか、パッケージングとか、値段の設定についてもアドバイスノウハウを蓄えておりますので、そういった環境は既につくっておりますし、議員の皆様方の中にも、地域の方々がみんな関わって地域産品を作っていききたいというお声をお持ちの方もいらっしゃいますので、こうした商品開発推進PR費を拡充することであったり、あるいは企業版ふるさと納税をもっと有効に、大胆にこれは活用できる、何とかな、伸び代のあるものですので、活用していくことをセットにしながら、今後地域の方々の意欲を喚起する、そういう取組も必要かと存じます。

特に私自身、個人的に思うのは、議員さんの力は非常に大きいんじゃないかというふうに思っております、吉富議員にもぜひ地域のブランディング、あるいは議員さんが牽引役になればこの町はもっと活性化しますし、いろんな御提案を、アイデアもお持ちだと思いますので、直接行政にぶつけていただければ、お待ちしておりますので、よろしくお願ひします。

○7番（吉富 隆君）

町長から強いお言葉をいただきまして、大変私はうれしく思っています。ぜひとも、行政にぶつけてくださいということでもありますので、それは約束しておきましょう、やりましょう。

そして、地場産品にそれはなりますよということなんですよね。それは理解をいたしました、今、上峰町に地場産品という品目はどのくらいあるんですか、室長。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現在、390品ほどを掲載してございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、返礼品が30%に総務省で決まった後には、地場産品の数というのは減っていますね。減ってきましたね。そういったことが返礼品に悪影響を及ぼしかねないということで、町長言われるような新しい商品開発をやっていくということでございますので、議員の皆さんにもという、私は固有名詞までいただきましたので、行政にぶつけていきますので、所管は創生室でよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

じゃ、そういうことをお約束して、この項を終わらせていただきます。ぜひとも、財政の問題について関連していますので、御努力方を強くお願いをして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、平成27年度～令和元年度までの寄付額について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項3、ふるさと納税について、要旨の3に関して答弁をいたします。

寄附額の推移に関してですが、平成27年度は2,061,785,826円、平成28年度は4,573,232,473円、平成29年度は6,672,269,729円、平成30年度は5,317,764,816円、平成31年度、これは令和元年度になりますけれども――は4,672,144,855円となります。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

再度確認をさせていただきますが、平成27年度は2,006,170千円、平成28年度が4,573,230千円、平成29年度6,672,260千円、平成30年5,317,760千円、元年度4,672,140千円と、

ちょっと課長、これは合計したら幾らになってですかね、ざくっとでよかですよ。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すみません。本当にざっくりの計算でございますけれども、大体232億円ぐらいかというふうに承知しております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

5年間で232億円という莫大な寄附を上峰町にいただいておりますが、これもひとえに町長をはじめ、また、創生室長の御努力だろうというふうに思っております。

何でもこういうことを聞いたかということ、返礼品が30%になったと。落ちるだろうと。これは臆測していましたが、僕がね。今のところは、推移的には順調に来ているだろうというふうに思っております。

また、そういう中で30%という限定がなされたので、ざくっと上峰町に残る金額が大きくなるだろうということになりますよね。数字的なことはお尋ねしませんが、そういうことで理解をしたところでございます。

今後につきましては、ぜひともこの地方創生の時代でございますので、ふるさと納税については、やっぱり御尽力をお願いしたいと。だから、商品開発の、議員の皆さんも承知しなさったろうと思うわけね、町長があれだけ発言されたので。僕もそういった商品開発については御尽力をさせていただきたいなというふうに考えておるところでございますので、総合的には財政に大きな影響力を持つ問題だと、ふるさと納税はですね、そう解釈をしております。そういう中で、いつ何どき、どういうふうになるか分からない未知数なところも視野に入れながら、財政調整を凶っていただければと強くお願いをして、私の質問を終わります。

大変御清聴ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

吉富議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

順序的には2番ですけれども、5番田中静雄君よりお願いします。

○5番（田中静雄君）

おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に従って、質問をしていきたいと思っております。

大きく分けて4件の質問でございます。

まず第1に、水害対策について、要旨として、外記のため池下流の水害対策についての進捗状況はどうかということです。

これは同僚のほうからも風水害対策について、執行部の答弁がありましたけれども、この点については6月議会でも質問をいたしました。それで、その後、行政と各地域というか、特に下津毛地区との協議もなされたようでございますけれども、これからどうやっていくのか、進捗状況をひとつ説明をお願いしたいと思います。

次に、要旨2として、町道下津毛東線、下津毛に衣料品店がございますけれども、その北側の道路を中津隈のほうにずっと行ったら切通川に当たりますけれども、その町道下津毛東線の東方、切通川の堤防が毎年のごとく越水をしています。この対策はどう考えられるのか、この辺についてひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

次に、交通安全対策でございます。要旨1として、中学校体育館北の側溝の安全対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

これは数年前にも質問をいたしました。そのときは検討するという態度だったと思っておりますけれども、検討されているのかどうか、それも含めて、町民の間からあその側溝といいますが、今は使っていませんけれども、外記のため池から田んぼに流れてくる昔の給水路。今はパイプラインになっていますから、それは給水路としての機能は果たしておりませんが、町民の間から非常に危ない、あのような――側溝はかなり深いんですけれども――側溝は上峰町の至るところにあると私は思いますけれども、特にここは危ないよ、上峰町はどう考えておるんだろうか、何もやってくれていないということで町民からのお願いごとでございますので、この側溝の安全対策はどのように考えているのか、ひとつよろしく願いをいたします。

次に、3番目の中心市街地活性化事業について。現在、何やったかな、ちょっと忘れただけでも、参加される企業さんがかなりおられるようでございますけれども、いい方向に私は進んでいると思っていますけれども、では、今後どのようにして進捗していかれるのか、お考えをお願いいたします。

次に、4番目の公共施設の使用料金について、要旨1として、町民センター使用料金についてでございます。

町民の間からは、他の上峰町外の自治体と比べたらやっぱり高い。数年前には、その使用料金について見直しをされておられますけれども、やっぱりまだ高いということで、減額に向けての見直しの考えはどうかということで質問をいたします。どうかよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1番、水害対策（豪雨）について、質問要旨の1番、外記のため池下流の水害対策の進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

皆さんこんにちは。私のほうからは田中議員の質問事項1、水害対策（豪雨）について、質問要旨1、外記のため池下流の水害対策の進捗状況はどうかという御質問に対し、お答えいたします。

集中豪雨などの際に発生している外記ため池下流域の道路冠水や住宅地への浸水につきましては、地形や気象状況など、様々な要因によるものと考えております。今後、計画されております外記のため池の整備事業により、下流域一帯の冠水などについては改善されることが期待されているところでございます。

事業完了までは数年はかかることから、地域住民と十分に情報共有や連携を図っていき、当分の間は土のうによる対応などをお願いしたいと考えているところでございます。

また、外記のため池整備事業の調査結果等により、下流域の水路整備などが必要となった場合は関係者と協議していきたいと考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

先ほどの答弁からいくと、具体的にこういう対策を立てていこうということはまだ決まっていないようでございます。

それで、若干――外記の今までの過去の答弁の中でも、一つの調整池とかダム化とか、いろんな話があったと思いますけれども、昔のことからちょっと言いますけれども、昔はあの地域というのは切通の34号線までが下津毛の感覚でございました。それが井手口地区に分かれまして、今は34号線では切通と井手口地区になっておりますけれども、イオンの前身、サティができる前、今のイオン跡地のところには2つの堤があったんです。1つはため池、もう一つは調整池というのがありました。場所でいうと、ちょうどイオンの建物の西側一帯になると私は思っています。それで、大きさはどれくらいですかね、2,500平米弱だと思います。2反5畝はないと思いますけれども、2つ合わせてそれくらいの面積だと思います。

深さはどれくらいか、私はよう分かりませんが、昔からあの一帯には下流に一気に流れたら被害を被るということで、一つは調整池として活用されたようでございます。それがサティができて、そのサティの立体駐車場の下のほうをその後、調整池として活用されるようになりました。今はイオンさんの持ち物だと思いますけども、あの調整池が大雨のときにはそこである程度せき止めて、そして後にまた、そこにたまった水を解放して、外記の堤のほうに流していく、そういうことがずっと毎年やられておりました。ところが、今、イオン九州ですかね、誰もいないわけですね、従業員が誰も。

そこで、立体駐車場の地下の水というのは調整池として管理されているのかどうかというのをひとつお伺いしたいと思います。

○副町長（森 悟君）

今、議員御案内の元サティ時代に造られました立駐すぐ北側の調整池という話でございます。これは現在も同様な形で、物理的には何も変わっておりませんので、存続しているものでございます。

御案内のとおり、大規模開発のときは元調整池、堤等々があった場合は、必ずそこに代替のものを造るということで、今御説明になられたとおりで、どちらかということ、駐車場を1段、2段低く造って、そこに大雨のときに一時貯留施設を造っているというのが現在の開発施設の一般的な考え方でございますので、そこは現在も同様にその機能はあるものと考えておりますし、今、外記のため池に流れ込んでいます水量についても、降り方こそ違ったにしてもですね、そこまでに流下する経路については以前のとおりだというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

先ほどの答弁からいきますと、調整池として機能も持たせているということで、従前のように管理されているという答弁だったかと思いますが、何でそのことを質問したかといいますと、おとといですかね、夜中に雨が降りました。大した雨じゃなかったと思いますね、明け方にはやんでいますから。それでものこしから流れておるんですね、20センチ、30センチのかさでのこしから3メートル50か4メートルの幅で流れています。あそこの外記のため池のほうは、水かさが増えるのがどっちかといったら非常に早いんじゃないかなと自分は思っています。

通常、外記のため池はこせんがありますけれども、3本はこせんを開けて排水するように地区の方が管理をされております。けども、昨日おとといの雨でも、それまではこせんの3だんぶんは水位が下がっているけれども、大した雨じゃなかったと私は思うんですけども、

既にのこしから20センチ、30センチの高さで流れていく、そして下流に流れているということで非常に早いです。

そこで、その立体駐車場の下の調整池というのが本当に管理されているのかどうか、私は非常に疑問を持ったわけです。ひょっとしたら、何もされていないんじゃないだろうか、あんまり疑うということはよくないんですけども、そういう見方をいたしました。

それで、機能を持っているということは、先ほどからの答弁で分かりますけれども、実際にそれを活用されているかどうかというのは確かめたわけではないんですか、どうでしょうか。

○副町長（森 悟君）

今質問いただきました外記のため池に流下する経路、そして現状についてでございますが、まず基本的には、先ほど私が申しましたように、大規模開発のときは自然に流れ込むような形になっています。だから、人為的にそこをせき止めるとか、開発においてはそれは御法度でございますので、ありません。そこははっきり申せます。そういうことじゃないと、開発基準に通りませんので、そこは自然的に下流域に従前から落ちていたと同様の流下経路というのは、これは必須の条件でございますので、今、議員御質問のように、あそこは建物の管理がなされていないので、下物の管理がどうかというお話しですけども、そこは管理しなくても当然流れ込んでいく、そうしないと、本当に上流域が開発されたときに——そして、開発業者が造り込んでいきますね。途中でさよならというところもございますから、それでアウトになるような排水形態は絶対国の基準にはございませんし、そこは——当時は県の開発の許可がございましたので、そこについては一定のルールは守られていると考えております。

それとあわせて、あそこは下流域に大きなボックスカルバートがございますね。今のトライアルの横、ヤマダ電機の間ですけども、そこが下流域の流下経路でございますが、そこについては従来どおりでございますし、自然勾配で流れ込んでいます。だから、そこは何ら20年の間に変わってきたような構造物の変化はないと考えているところでございます。

また、先ほど余水吐きと、今、生産組合の方たちは尺八と呼んでいるものがございますが、議員は3本の管理でなさっているということでございますし、私も直接生産組合からお聞きしましたので、そこは理解しているつもりですけども、そのとおりでございます。

それと、余水吐きについては、あのくらいの雨ですぐ落ち込んでしまうと、ある一定の高さを超えた場合が余水吐きなんですけれども、そこまで来ていると、言われたとおりでございますので、そこは先ほど課長が説明しましたように、今後、外記のため池の整備をするに当たりましては、流下面積が、排水面積が多少増えてもしっかり守れるような貯水能力を持ったものを——これは来年、国の予算で調査します。先ほど町長も外記のため池整備事業、新法と併せてしっかり対応していくということを申し上げますので、そこは私どもも建設

課、産業課が一緒になってですね、所管課は産業課になりますけれども、農水事業でございますので、そこはしっかり対応していきたいし、そして、現在、のりが少し弱くなっている外記のため池もございますので、そこはしっかり——今回、地元の方たちが安心していただけるように補強をする。そして、少しのりがだらだらとなっているところもしっかり整備して、面積は周りの方たちの家屋に影響がないように大きく、そして貯水能力も大きくすることによって、先ほど雨の量が増えても、ある一定の量まではきっちり確保できるように、それを来年調査させていただきますので、それから実施設計、工事とつないでまいりますので、そこは今から私どもはしっかり対応をしていくつもりでございますので、先ほど課長が申しましたように、改善されることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

立体駐車場の調整池というのは管理されているものと思いますということですがけれども、毎年のごとく水害が発生しているわけですね。例えば、名前を出して悪いですがけれども、三樹病院の向こう側の明日葉のちょっと北側ですかね、住宅街、今年も大雨のときに実際に確認をしに行きましたけれども、大水ですね。それで、あそこの住民の方々が私がちょうど行ったときに、玄関の門柱のところに土のうを積んどんさったです、奥さんが。それで、屋敷内に水が入ってくるということで、どこから入ってくるかといったら、玄関先はちょっと高いから入らないんですけれども、換気口といいますかね、基礎の換気口、そこから床に入ってくるということで土のうを積んでおられました。毎年土のうを積んでやりにやいかん、早いこと何とかしてもらわにやいかんというお声でございました。そういうことで、非常に被害を被っている方々もおられます。

それで、調整池を管理されているものと思いますじゃなくて、これだけ田畑も水害で被害を被る、民家の方々も毎年大変だということで心配をされて、それなりの対策を取っておられる、できるだけ早くやってもらいたいと思います。それで、やっていると思いますじゃなくて、一遍確認をするぐらいは行政のほうからでもしてもらっていいんじゃないかなと自分は思っています。私が直接見に行ってもいいんですけども、よその屋敷に入るわけにいきませんから、ここでひとつ実際に確認をしてもらいたいということをお願いいたします。

これはこれとして、いつの新聞やったですかね、ため池の容量を増やす、先ほども副町長のほうからそういうお話がありましたけれども、ため池の容量を増やすということが新聞報道をされました。

そこで、お尋ねでございますが、危機管理対策監の弥永さんにお伺いいたします。

弥永さんのコメントとして、容量を増やすということが新聞に載っていましたけれども、

容量を増やすということはしゅんせつをするということなんではないでしょうか、お伺いをいたします。

○副町長（森 悟君）

今、対策監のほうに御指名でございましたけども、容量という観点では、ちょっと私のほうから。

1つは、私も新聞報道、メディアの報道をしっかりと見ているつもりでございますけども、容量そのものを増やすことなのかなと思いつつ、今聞いておりました。むしろ、国が示しておりますのは、先ほど私が2回前の答弁のときもいたしましたように、過去3日前から今の利水ダムと利水対策で貯水していたものが昨今のゲリラ豪雨によって大きな被害を与えているというのが各地で起きておりますので、それを心配して国のほうが対策として行っているというのが一つでございます。

もう一つ、ソフト的な対応でございますけれども、もちろん、容量というのは――熊本でも被害がございましたけれども、今までダムがなかったところに造ろうというのは、0からマックスにする容量の増やし方でございますし、今あった小規模のものを大規模のものにするというのも容量の増やし方でございますし、それから私のほうが今考えております外記のため池についてもどのくらい大きくできるか分かりませんが、来年調査することによって、しっかり今の貯水量を増やしていきたいという考えでございますので、そういった意味でいきますと、容量を増やすことによって、今まで時間雨量50ミリが通常の豪雨だったものが80ミリとかになることによって、1時間だあっと降ったにしても50ミリから80ミリのプラス30ミリには対応するようなどか――一つの例でございますので、そういった容量の増やし方というのはございます。

ですから、今まで国の基準も、先般、吉富議員もおっしゃっていましたが、60ミリというのが計算の基準だったものを80ミリとか100ミリとかに国はするつもりはないと今言っております。だから、構造物についてはある一定の排水路の大きさについては現状を守った上で、そしてソフト的に対応する。もしくは、上流域で利水事業として行っていた発電用のダムとか、それとか用水用のダムとか、そういったものを早め早めに抜いていくことで、排水をすることによって容量を増やす、そういう意味での容量を増やすというのは昨今、新聞報道でもございますので、そこは今後私どもは両方の観点から、まず一つは、物理的に容量を増やす、外記のため池については。それともう一つ、対策として事前放流、底水位管理をしっかりしていくという2点で下流域の町民の方の安全・安心を守っていく、そういう考え方でございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

その容量を増やす、そして通常の水位を下げるという方法もこれからも考えていくとい

うような、そういうお話だったと思いますけれども、今、こせんが3本に割れておるんですね、斜めにしてあります、3本入っています。これが今の状態で水位を下げようと思ったら、またこせんを開けにゃいかんですね。あれは外記のため池から流れてきますけれども、あれの何十メートルか下流は、下津毛地区の竹林がずっとありますけども、あの側溝に今は流れています。昔は側溝にも流れるけども、田んぼの給水路ですね、今は使っていないけど、給水路にも流れるように下に開け閉めというか、それを使って——私も小さいときには田んぼに水を入れようと思ったら、おじいさんに連れられて、その水をこっちに流そうか、こっちに流そうかということで私はよく行ったものです。だけど、今は通常でも満杯の状態です。3本開いていますけども、それ以上、また水位を下げるということになると、かなりの水量が流れていくわけですね。下流は私は持たないと思います。

特に、下津毛集落の林の横に行くときには水路はかなり大きくなっていますから、あそこはいいんですけども、あそこまで行く間が非常に小さいんです。だから、あんまり流すとあおられて土が流されていくという苦情も出ているのは間違いないです。だから、その辺も容量を増やすということは——外記のため池は北のほうは遠浅になっております。かなりヘドロがたまってねりこみますけども、遠浅になっていますけども、その辺もどうやって水位を下げるかということを経験の方々とよく相談をしながらやってもらいたいと思います。

今、下津毛集落、下津毛区との話合いがなされたようでございますけれども、外記のため池の東側の土手というんですかね、何というかね、あれは下津毛地区の財産です。それで、補給処が西側は一村会だろうと私は思います。だから、上坊所、下坊所、それと、もちろん一村会の皆さんともよく相談して、失敗のないように一つ一つ詰めていって、できるだけ早く何か対策を立ててもらって工事の軌道に乗せてもらいたいと思います。

私のアイデアでございますけども、水位を下げるために、事前に放流するために、のこしの所に放流するためのゲートがあってもいいんじゃないかなと自分は思っています。ちょっとお金はかかるかと思いますが、これから先々のことを考えていけばですね、少しのお金ぐらいは出してもらって対策を立ててもらいたいなと思っております。ということで、これからもひとつ対策の実現に向けていろいろ頑張ってもらいたいと思います。

○副町長（森 悟君）

今からしっかり調査しながらですね、よりよい整備事業に向けて検討していきたいというのは間違いございません。

先ほど議員がお示しございました下流域の方々の御心配、それは当然来年から行います調査でしっかり聞き取りながらですね、専門業者が入ります。そこで、尺八の3本の話も今出ましたので、そこについて、それより下について開けないことには底水位管理にはつながらない、これはおっしゃるとおりでございますので、そこを抜本的に改善する。ですから、あ

の下にまきあげがございますので、そこも含めてしっかり改善する。それと、余水吐きについても、高さも含めて、今おっしゃいました上物管理は下津毛の用水組合がしてございますので、そこを中心にしっかりやって、一村会でも所有してございます西側の一帯も含めまして調整を図りながら、そして下流域についてはなるべく影響を及ぼさないように、もしくは、上流を整備したことによって何がしかの補強が——下流域について、出るところについては全体ではなく部分的に強化していくところもあるかと思えます。やっぱり下流域全体に影響を与えないように、この堤体でしっかり外記のため池、今、方針としては国事業でやるということでございますので、国庫補助、そして県費を活用しながらですね、本当に住民の方々が心配なさっていることは一つ一つ払拭していく、そういった整備事業をやるということで今後臨んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

次へ進んでいいですか。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

質問要旨の2番、町道下津毛東線東方の切通川の堤防越水対策はどう考えているか、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

私のほうからは田中議員の質問事項1、水害対策（豪雨）について、質問要旨2、町道下津毛東線東方の切通川の堤防越水対策はどう考えるかという御質問に対し、お答えいたします。

昨今の集中豪雨の際、切通川につきましては井手口地区から下津毛地区にかけ越水が起きており、県道坊所城島線や県道北茂安三田川線などの主要道路においても冠水が生じているところでございます。特に、質問にありました箇所におきましては、昨年8月の豪雨の際、河川堤防の一部が越水するなどの被害が生じており、佐賀県東部土木事務所により復旧工事がなされましたが、今年7月の豪雨の際にも同箇所での越水が確認されています。

現在、切通川の河川改修については、県道北茂安三田川線の橋梁架け替えが行われており、その後、上流の施工が計画されているところです。切通川の河川改修が早期に完了されるよう引き続き県及び土木事務所へ要望を行っていきたいと考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

あそこの場所というのは毎年のように越水して、上峰町側のほうには水害が発生をしております。1年に1回じゃない、何回もあるときがあります。これは最近のゲリラ豪雨といいますかどうか、特にひどいんですけども、相当前からあそこの場所は越水があっておりまし

た、私の若いときから。いまだ解決されていないですもんね。

それで、あそこに石橋がありますけども、昔はもちろん石橋もありました。けども、その川を渡っていくには石橋、飛び飛びにまた石があったんです、石かコンクリートなんかが。そこをまたいで行くことができました。今はどうでしょうか。今は石橋のほうも何年前か知りませんが、でんちゅうを2本か3本並べて、そこにコンクリートをして通行できるようにしております。だから、ああいう人間が通れるような橋というのは、あそこだけじゃなくて日本全国にあります。せめて観光地ぐらいやったらいいんですけども、あそこに水の流れを妨害するような石橋があったんじゃ、ちょっと都合が悪かいですね。誰がそういうふうなきれいな石橋を造ったのか分かりませんが、今はそういう状態です。

それと、今年の何月でしたかね、大水がはらったとき、そのときもあそこに——大雨の最中に突き当たりまで私は軽トラックで乗っていったんです、水がいっぱいだったから。そこで見たんですけども、ちょうど越水してくる堤防というのは、中津隈側は土のうを十五、六個積んであるんです、向こうに流れないように。上峰町側、下津毛側、あっちのほうには5個ぐらい土のうがありましたかね。中津隈側のほうに流れないように、十五、六個ぐらいきれいに積んであるんです。みんな上峰町側に越水してくるように。誰が積んだか知りませんが、地区の方なのか分かりませんが、そういう状態なんです。

それともう一つ、あその石橋を上峰町の方々はほとんど私は通らないと思います。名前を言ったら悪いですけども、町外の方があそこを通って行ったり来たり——1日に何人おられるか分かりません。ほとんど通らんけど、たまに通っていかれる。それで、土手が土ですから、どうしても擦り切れてしまうんですね。長年すると、低くなっていく。そこから越水してきとるんじゃないですか。しゅんせつも大事ですけども、その前に土手を両方同じような高さにして、歩いて擦り切れないように、低くならんように何とか対策を立ててもらいたいと思いますけども、どうでしょうか。

○建設課副課長（高島真幸君）

田中議員の切通川の石橋の件と土のうの件について御答弁させていただきたいと思います。

まず、石橋の件につきましては、河川管理者であります佐賀県土木事務所より、やはり議員のおっしゃるとおり、あの石橋があることによって水の流れを阻害するという形で、みやき町と上峰町のほうに必要性がなければ、撤去をしていいかという打診のほうは過去にあっております。これによりまして、地元の利用状況を確認しまして、必要でなければ、河川管理に支障がありますので、町のほうとしてはそのような回答をしたいと思っております。

もう一つ、土のうの件につきましては、土木事務所のほうが設置したのか、言われるとおり、地区の方が自発的にされたのかというのを確認できておりませんので、その辺につきましてはちょっとこの場ではお答えできませんので、確認をして、いつかお答えしたいと思

ています。

以上です。

○5番（田中静雄君）

この件につきましては上峰町だけで解決できるものではありませんので、隣の町ともよく相談をして、これからいい方向に改善というか、対策を立ててもらって、それを施工してもらいたいと思います。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

5番田中静雄議員の一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を再開いたします。

5番田中静雄君の2番目の交通安全対策についてから始めたいと思います。質問要旨の1番、中学校体育館北側溝の安全対策はどのように考えているか、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

私のほうからは田中議員の質問事項2、交通安全対策について、質問要旨1、中学校体育館北側溝の安全対策はどのように考えているかという御質問に対し、お答えいたします。

まず、質問にあります側溝につきましては、町道下津毛三上線と中学校体育館の間にあります幅60センチ程度の簡易水路のこととっております。また、この簡易水路につきましては、雨天時は町道の表面水の湧水もございりますが、土地改良事業により整備された水路となっております。そのため、安全対策を講じる際は管理者などへ利用状況等を十分に確認し、協議を行う必要があると考えているところでございます。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

あそこの給水路というのは土地改良の管理下というか——なっていると私は思います。私もあそこの道はよく通るんですけども、通ってみないと分からないんですね。日頃は何と

もありません。中学生の下校時、あの道路には集団になって下校するわけですね。それで、非常に道路が狭くて危ないなということで自分では感じております。

そこで、上峰中学校の正門付近というのは、まず歩道がないんですね。どこの小・中学校でも大体集団で帰るんだから、ある程度の歩道があると思いますけど、歩道がない。しかも、あそこは先ほども言ったとおり、集団で帰ります。自転車も通る、歩行者もばらばらになって帰る。それから、縦列の状態で帰ってくるようにということを指導してもいいんですけど、子供ばかりにそういうことを言っても、大人でも集団で帰りますからね、通りますから、子供にばかりは言うちゃおられんと思っています。

それで、給水溝に蓋をしてですね、私の考えですよ、蓋をして歩道にしてもらえんדרろうかなと自分では思っています。最初に言ったとおり、町民の方からあそこは危ないな、危ないよ、側溝に落ちそうだ、けがをしてからじゃちょっと遅いので、何とか今のうちに対策を立ててやってもらいたいと思います。

それと、あそこは蓋をするんじやなしに埋めてしまうとですね、これまた私は問題があると思っています。外記のため池からののこしが一部分はあの給水路を通して下流に流れます。だから、給水路でももうちょっと下流に行けば、パイプもさびて、給水路は水が通っていないですね、下にじゃあじゃあ漏れです。そういうやつもちろん改良せにゃいかんדרろうし、この側溝の部分埋めてしまえば簡単ですけども、そういうわけにもいかないし、いつそのこと、やっぱり蓋をして、学校帰り、歩行者、自転車通学でも何でも安心して通れるように何とかしてもらいたいということで、これからも行政としてひとつ力をもらってやってもらいたいなと自分では思っていますので。

何年か前も質問したけど、検討中ということだったと思いますけども、なかなか進まないということで、町民から意見が出たものと私は思っていますので、物事、危ないというところはひとついち早く解決してもらいたいと要望して、この項目は終わります。

次に進んでもらって結構です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗状況は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項3、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

6月10日に募集要項を公表いたしまして、6月25日に募集要項に係る事業者説明会を実施してございます。参加表明書の受付を7月31日に締め切ってございます。参加表明者は16者及び3グループであり、総勢23者を受け付けております。

現在、参加表明者との対話期間となっており、それぞれの考え方や参画の仕方などを伺っているところでございます。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

中心市街地の活性化については、かなりいい方向に着々と進んでいっていると私は思っています。

それで、参加する事業者というのは募集で、L A B V方式で16者、3グループということで、もちろん、インターネットでも出てきますけれども——あります。

それで、参加をする希望者の事業所、この中に私はイオン九州のほうも入ってくるんじゃないかなと自分では思ったんですけども、イオン九州のほうはどうなんですかね、P F Iのほうで入るんですか、それとも入ってこないのか、別枠で入ってくるのか、その辺をちょっとお答えしていただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

イオン九州株式会社の中で決めていただくことですので、どうなると聞かれても、私どものほうからお答えするのはちょっと非常に難しいところではございますけれども、ただ、今現在募集しておりますのは、上峰町のパートナー企業、一緒に経営をしていく企業さんたちを募集しているということです。この後も参加の方法というのは幾つかございますので、そういった局面を設けるといのは今後もございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

まだまだこれからも参画される企業を募集されると思います。とはいいながら、何か今年いっぱいには何とか人選というとおかしいけども、選抜をしていかれると思いますけども、そういうことでいいのかどうか。

それで、オープンがいつ頃になるかということもちょっと興味があるので——再来年の6月ぐらいがオープンじゃなからうかなと自分で思っていますけども、オープンはいつ頃になる予定をしておられるのか、その辺もちょっとお答えを願いたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

スケジュールを具体的にというような御質疑かなというふうに思っております。

現在、先ほども申し上げたとおり、対話の期間中でございます。各社から今ヒアリングを行っているところです。ここでは町づくりの考え方であったり、各社の得意、不得意、担任したい業務内容、提示している合同会社の定款案に関する意見、こういったものを確認して、今、温度差を埋めていく作業をしているところでございます。

対話を経まして、10月9日までに企画提案書を各社から提出していただきます。その企画提案書を基に選考を行っていきます。この選考結果が大体11月頃を予定しております。11月末頃に選考されました各社と共同開発協定の締結までこぎつけたいというふうに考えているところです。その後、12月頃、合同会社を設立するスケジュール感で考えております。

現段階では会社設立まで至っておりません。12月頃というふうに考えております。ある程度のイメージベースで、町のイニシアチブによりましてスケジュール感を今現在は会社が設立するまでの間は町のほうで出している状況です。合同会社が設立されれば、事業体としての器が形成されることとなります。この器がスケジュールの枠組みを含めた開発実務を今後担ってまいります。そのため、合同会社設立後の細かいスケジュール感まで町が出してしまうということになると、合同会社の自主性を阻害してしまうおそれもあります。ですので、発出をしていないという状況でございます。

合同会社では、町を含めまして選考された企業パートナーと協議しながら進捗スケジュールやプロジェクトごとの事業発注を行っていく必要があるため、入札業務もそこで行っていくというような流れになってまいりますので、御承知おきいただければ幸いです。

以上です。

○5番（田中静雄君）

いずれ合同会社を設立していくということなんですけども、参加企業が募集をされて、これを最終的には選抜されると思いますけども、審査されると思いますけども、かなり進んでいると私は思っています。けども、イオン跡地は——基本合意というのが今まで何回となく言われてきましたけども、本契約というのはまだなんですかね。私は手順としたら、本契約のことはもちろん何も知りませんが、手順としては土地を確保して、その上で企業を呼び込んでいく、それが一つの手順じゃなかろうかなと私は思いますけども、どうですかね、イオン跡地の本契約というのはないんですかね。これからいつ頃されるんでしょうかね、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員御指摘のとおり、本契約といたしましうか、そういったものに関しましては今後必要になってまいります。ですので、そういったものを詰められる、実行段階に移せるように私どものほうも鋭意努力しているところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

本契約というのは当然必要ということでは言われましたけども、私も本契約はできるだけ早くしたほうがいいんじゃないかと思えます。そして、その上に立って、いろんな事業計画を立てていくということがいいんじゃないかなと自分では思っています。

それで、本契約にいくまでに基本合意というのが何回となく今まで説明をされてきました。

基本合意というのは、私は最近どういうものかなと自分でもいろいろ考えるときがございます。基本合意というのは具体的に基本となるものは何かということですね。その基本合意の基本というのは何を指しているかということをやかったら教えてもらいたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

基本合意とは、どういう意味が基本かということだというふうにお見受けいたしました。

まず、基本というのは意思の問題です。まず、譲り渡す意思があるか、受け取る意思があるか、それが双方合致しているかということでの基本的な意思を確認するのが基本合意でございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。

○5番（田中静雄君）

私は今まで基本合意の基本というのは、イオン跡地の土地、もちろん、建物を無償で譲渡する、それが基本的な合意だと思っていました。そういう開発する意思があるかどうかというのが基本だということを言われましたけども、それも基本合意の中の一つだと思います。

それで、基本合意というのは、本契約に持っていくための前段の基本合意だろうと私は思います。本契約がスムーズに進むように、そしてイオンさん、それから上峰町がお互いに確認しやすいように基本合意というのはされていると思いますけれども、基本合意書というのはあるんですか、お互いに確認された基本合意書というのは。どうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

基本合意書があるかどうかということですけど、当然基本合意書はございます。

先ほど議員が言われてありますけれども、土地を取得するというよりも、基本合意を基に双方の意思が合致しているわけですよ。譲ると受け取る、それを基に基本合意というのを形成していますので、その基本合意を基に予約完結権を行使する形で今回の事業の募集をしているということでございますので、そういった形で御理解をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

昨年1月15日の分ですけれども、上峰町中心市街地活性化事業に関する合意のお知らせというのが公になっております。この中に、今、室長が言われたとおりに、上峰町とイオン九州株式会社は上峰町の中心市街地活性化事業へのイオン九州の参画とイオン九州が所有する不動産を当該事業予定地として活用することを合意したので、お知らせしますと、そういう文言であります。だから、私は先ほど言いましたように、無償譲渡するということが基本合意かなと言ったのは、何かそうでもなさそうな感じ。その後、また情勢が変わったか何か

知りませんけれども、たとえ基本合意書というのがあっても、それがどの程度の法的な拘束力があるのかどうかというのが非常に微妙なところがあるようでございます。だから、基本合意書があっても、それが全て安全とはいえないということなんだろうと思います。基本合意があっても、その中に後で様々な条件がついたり、いろんなことがあるかと思いますが、非常にトラブルの原因になるおそれがあるということが言われておりますので、上峰町とイオン九州との間に絶対的な信頼関係があれば、またそれは別問題だと思いますけれども、十分その辺は注視しながら、今後も上峰町が掲げる町づくりに邁進してもらいたいなと自分では思っておりますので。

そして、今どこまで、どういう状態にまで進んでいるかということをお知らせする、一斉に集めてお知らせするか、広報を利用してお知らせするか、それは自由ですけども、町民に対してもお知らせすることをお願いしたいと思います。要は、町民の方々は今どげんしよっとねということをおっしゃいますが、私もよく分かんなくて、そう答えるしかないのでは——と思っております。

それと、この中心市街地の活性化というのは町外の方々も非常に興味を持っておられます。それで、そこに活性化事業でいろんなものができると思いますけれども、要は、どこにでもあるような施設をやっては人は集まってこないよ。何か特徴があるものをしないと人は集まってこないというのをよく聞きますけれども、この中心市街地の活性化事業でどういうところがほかにはない特徴なのか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

公表しております開発水準一覧等を見ていただければ、こういった機能が盛り込まれるかというのは容易に御確認できるのではないかなというふうに思っておりますけれども、いろんな附帯機能を入れております。そういうものが一どきにあるという施設はですね——施設といいたまいますか、エリアというのはあまりほかでは見ないじゃないのかなというのを一つ売りかなというふうに思っておりますが、実際には、合同会社の中でいろいろプロジェクトに関しても決めていくような形になります。今、私どものほうで開発水準一覧というのは、町として、あるいは町民の意見としてこういったものが上がってきております、皆さん一緒に考えていきたいと思いますというふうなことで掲載させているというもので理解をしていただければと思います。様々な民間のノウハウであったり、これまでの経験であったり、特性であったり、こういったものの英知を結集したところで、またさらに中身をインスパイアしたところでいろんな計画をつくっていきたくて、このように考えております。

以上です。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、公共施設の使用料金について、質問要旨、町民センター使用料金の減額

に向けて見直しの考えはどうか、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

皆さんこんにちは。田中議員の質問事項4、公共施設の使用料金について、質問要旨1、町民センター使用料金の減額に向けて見直しの考えはどうかという質問について答弁いたします。

町民センターの使用料金は、近隣市町の公共施設利用料金と比較しまして、ほぼ同じ水準の金額を設定しているところです。使用料金の減免につきましては、ホールを使用する文化協会、町内幼稚園、保育園等の発表会は全額免除を行っており、会議室、研修室を使用する文化協会加盟団体のサークル活動、小・中学校のPTA活動、子供クラブ活動等は半額免除を行っています。

現在の町民センターの使用料金は、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴いまして、使用料金を改定しました。このように、町民センターの使用料金の改定は、主に消費税率の改定に伴い行ってまいりました。また、使用料金につきましては、平成26年4月より町民センターをより多くの皆様に御利用いただきたいと考え、町外使用料金を撤廃し、町内外の区別なく、同一金額としているところであります。

なお、現時点では使用料金の減額に向けて見直しの考えはありませんが、今後、必要に応じて検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

先ほどの答弁の中では、結論としては使用料金の見直しは考えていないけども、見直しの検討についてはこれからも考えていきたいとか、検討していきたいというような答弁だったと思います。今のところはないということだろうと思います。

例えば、使用料金の割り当てというのは、もちろん、いろいろなサークル、子供たちがあると思います。使用料金が半額になっているグループ、サークルというのは、文化協会の会員の人たちが半額になっているということです。

それで、私は隣の町の使用料の一覧表を持っていますが、例えば、上峰町の町民センターの各教室とか、それをよその町外の施設と——広さも違うし、設備もいろいろ違うだろうから、100%それで比較するわけにはいかないと思っています。けども、今まで——これからはやられると思いますけども、子供たち、それから親御さんたち、そういう人たちの子育て支援も含めて、かなりの分野で補助が出たりして優遇をされております。

それで、上峰町民の高齢者の方々の意見でございますけれども、今度は高齢者の番だということをよく聞きます、町民の間で高齢者の番だと。今まで子育て支援にかなりいろんな面で支出があったと思いますけども、これからは高齢者の番、何とかしてもらわなきゃいかんというのが町民の大方の意見のように私は思います。

それで、もちろん文化協会の会員の方も町民センターを借りておりますけども、例えば、町民センターの2階の201号室、あそこは広いんですけども、あそこは使用時間が朝9時から12時までとか13時から何時までとか決まっただけですね。1時間単位じゃないんですね。ちょっとよその町外とは比較しにくいんですけども。それで、午前中に借りようと思ったら1,100円だと思います。それから、202、203のほうはその半額だ、550円だと私は思います。変わっていたら、ちょっと話が違いますけども。

そこで、例えば、文化協会の方々が利用するということになれば、その半額なんですね。例えば、201を借りようと思ったら550円です。それが午前中に借りようとしたら、朝9時から12時までの間なんです。実際に、例えば、13時から17時までか、16時までか知らんけども、その時間内を借りておけば半額の550円で済むわけですね。ところが、ああい—ああい—というとおかしいけども、サークル活動というのは男性より女性のほうが多いんですね、高齢者の方でも。ということになると、例えば、昼から借りるにしても、13時にはなかなか出られないから、実際にやるのは13時半とか、そういう時間帯で、せめて2時間ぐらいで終わるんです。だけど、余分の分まで料金を支払っているというかね—半額になっておるからいいんですけど、支払うような状態です。

ところが、これは隣のやつですが、1時間単位なんです。基本料金が一部屋150円です。大きさは大体どれくらいかといいますと、2階の201、202と203がつながっています、あのぐらいの大きさです。あれよりもちょっと広いかもしれません。それで150円なんです。冷暖房費も150円なんです。上峰町の場合は、冷房費とか、そういうやつは時間単位で支払いますけども。それで、ちょっとよその町外の施設を借りるよりも非常に割高になってくるということで、上峰町も—私の意見、もちろん町民の意見ですけども、もうちょっと高齢者対策として、何とか減額をしてもらえんかなと。

今よその町のことを言いましたけれども、1時間で150円の20%の支払いで済むんです。150円の20%といたら30円なんです、1時間当たり。冷暖房費も30円なんです。だから、上峰町でするよりもよそに行ったほうが安うつくと。何とか上峰町してもらえんかなという意見がありますけども、今後、もう一遍よその町のことも比較してみて、減額できる方向で何とかしてもらいたいと思いますけども、どうかということですね。

ちなみに、隣の町ですけども、町外の人に利用してもらうときには基本料金の3倍なんです。3倍を取られます。だから、その辺のいろんな制度が上峰町と違ってですね。どうも3時間、4時間も借りておるのに、実際に使うのは2時間ぐらい。朝9時から借りておるのに、実際は9時半ぐらいからしか使っていないですもんね。空いとるんです。空いとるけども、その分のお金も支払っていかにかい。だけん、どうしても割高になってくる。何とかしてもらえんか、そういう意見がございまして、どうでしょうか、よその町のことももう一遍把握してもらって、検討してもらうことはできないでしょうか、お伺いをいたしま

す。

○生涯学習課長（小川成弘君）

先ほどの田中議員の御質問でございますが、確かに近隣のところでは時間で支払いということがあっているところもございます。1時間当たり150円ということで使用料金を設定されておりますが、それをうちの町民センターのような形で午後1時から午後5時まで利用する場合は4時間でございます。その場合の会議室の利用料金は550円になっているところでございますが、それを換算いたしますと、150円掛けるの4時間ということになりますと600円、4時間使う場合は600円という金額になりますので、そういうところにつきましては近隣との兼ね合いを取ったところで現在設定しておるところというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

これは最後の要望というか、お願いになりますけども、高齢者の方々の生きがい、高齢者の方々は家に籠もっていて——女性の方は割と出られますけども、認知症になったり、鬱になったり、いろんなことになりますので、高齢者の生きがいをつくってもらうためにもひとつ減額に向けての、特に高齢者の方々の対策ということで考えてもらいたいと思います。そんなに大した出費には私はないと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で終わります。

次へ進みます。

9番寺崎太彦君。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。9番寺崎太彦です。ただいま議長より一般質問の許可が下りましたので、ただいまより一般質問通告書に沿って質問をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

質問事項として、大きな点3つとしております。

まず最初に1番として、新型コロナウイルス対策について。昨今、新型コロナで日々の生活が普段と違うような生活様式になっておりますが、それに対して上峰町でも特別定額給付金や資金繰り支援、休業支援金、販売促進支援事業、子育て世帯応援事業など、数多く事業をされておりますけれども、それに関連しまして、質問要旨1として、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者、また町民に対する支援策の現状はとしてお聞きしたいと思います。

それから、質問要旨2として、緊急事態宣言解除を受け、コロナがひと段落するかと思いましたが、またそれから第2波とも言われるように最近はまだ増えてきており、町としての今後の支援策の取り組みはとして聞きたいと思っております。

それから、大きな質問事項2として、農業振興について、昨年よりアライグマの被害を多く最近では聞くようになって、またカラスの被害も家庭菜園等々、かなりカラスの被害を受けたという話も聞きますので、有害鳥獣の被害状況と有害鳥獣対策はとして聞いていきたいと思いをします。

それから、大きな3点目、財政改革についてとしております。今、全国でも多発して、新聞でお聞きしております。県内でもアリーナ事業や鳥栖市役所建設が不調不落と新聞報道で聞きまして、質問要旨1として、佐賀県の公共工事で「入札不調」「入札不落」が急増しているが、上峰町の状況はとしてお聞きしていきたいと思いをします。よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1番、新型コロナウイルス対策について、質問要旨の1番、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者、町民に対する支援策の現状は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の質問事項1、新型コロナウイルス対策について、要旨1、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者、町民に対する支援策の現状はについて答弁させていただきます。

産業課で所管の支援策の現状につきまして答弁させていただきます。また、国、県の支援施策の現状につきましては、把握できるものではありませんので、町の支援策について答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している町内の事業者の方を対象に事業規模に応じて給付金を支給しており、前事業年度の売上額が3,600千円以上120,000千円未満の事業者の方で、売上高が前年同月比20%以上50%未満減少した方に100千円、50%以上減少した方は200千円を支給し、売上額が120,000千円以上360,000千円未満の方には20%以上50%未満の減少で250千円、50%以上の減少で500千円、売上額が360,000千円以上6億円未満の方で20%以上50%未満の減少では500千円、50%以上の減少で1,000千円、売上額が6億円以上で20%以上50%未満の減少ですと1,000千円、50%以上の減少で2,000千円を支給するとしまして、事業規模を4区分、売上高の減少部分を2区分に分けて応援給付金を支給しております。

次に、佐賀県の休業要請に応じて休業を行った事業者で、佐賀県型店舗休業支援金の交付を受けた事業者に対して、町でも支援金を支給したところです。これも、事業規模に応じて3区分と町内の事業所が本店である場合、それ以外の場合の2区分に分けて休業支援金を支給しており、全事業年度売上高が120,000千円未満で本店を構える場合は200千円、それ以外の店舗ですと100千円を支給し、120,000千円以上360,000千円未満の売上額では、本店を構える場合が500千円、それ以外の店舗では250千円を支給し、360,000千円以上の売上額で本店を構える場合に1,000千円、それ以外の店舗で500千円を支給するとして、支援金を支給し

ております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により消費が落ち込んだタマネギ、佐賀牛等の産品やイベント等が自粛されて受注がなくなった花や看板広告業の商品を販売拡大するため、ハコミネにおいて販売促進する支援を行っており、販売促進としましては、上峰産タマネギの学校給食での支援についても取り組んだところでございます。

さらに、花木に対する支援としまして、国が提唱する花いっぱいプロジェクトへの取組として、庁舎内に花を飾る取組を9月末まで続けているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

かなり幅広い支援策をされて、事業者等もかなり申請されているとお聞きしております。かなり活用されているかと思えます。その中で給付金事業、応援給付金、これの中に、これは対象者が中小企業者や小規模企業者と書いてありますけれども、この中に農業者とかは対象になるのか、ならないのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、応援給付金事業につきまして、現在のところにおきましては農業者を対象としているところではございません。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

国の給付金には農業者も対象になるという話を聞いていたからですね、町の応援給付金は農業者は対象になるのかなと思っていました。

話は少しそれるかもしれませんが、佐賀県も医療従事者に向けて給付金をされて、私が勤めているドクターとかに話を聞いたら、結構支援策がいっぱいあって、情報がとにかく入って分かりにくいとか多々聞くので、そこら辺の情報は分かりやすくしてほしいという話も聞いておりますので、情報のほどをよろしく願いいたします。

それから、今現在でもハコミネ町民市をされており、かなり盛況であります。私も何回か行って、今はお弁当事業がちょっと終了しましたけれども、そのときに町民の方からお話を聞いたら、行ってもなかなか買い物ができない。そして、何でかいと聞かれて、これは事業者支援ですのでですねとかは説明したんですけれども、そいばってん上峰のお金ば使ってしよんなら町民から優先して買えるようにとかちょっとお聞きしたので、今もお肉販売もあっていますので、そこら辺、町民を優先できるような販売方法とかを考えられないものか、お聞きしたいと思えます。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の町内の方を優先したような取組というところでお聞きしましたが、現在行っているところ、寺崎議員さんがおっしゃいますように販売促進というふうな定義で町内、町

外の方を区別しないところで今、販売のほうをさせていただいてまして、販売者としましては、町外の方が半分ちょっと超えるか、大体半々ぐらいの割合かなど。その町外の方がなくなると、もちろん販売額もがたっと落ちますので、そういったところでも販売促進ということで現在行っていますが、議員さんの御質問のところの町内の方を優先したような取組につきましては、今回、議会をお願いしているところもございますクーポンの事業で町内の方を優先しましたような取組について取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

今後、補正予算で上がっているのかもしれませんが、そのクーポンを町内の方が優先的に買えるようなことを聞いて少し安心しました。

それから、応援給付金の対象者の中で、前年度の売上げが一番下のランクが3,600千円以上120,000千円未満としてありますけれども、ちょっとお聞きしたら技術的なお店とかは、ここを3,600千円まで行かないところも若干そういうところもあるという話も聞きましたが、ここですね、このもう少し下のランクを作るとか、そこの考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの、今、最低の区分でございます年間売上高が3,600千円以上、この下の区分につきましては、商工会からの要望書にも上がってきておまして、我々としまでも売上高、もちろん技術料のみで純利益ですね、そういった区分で、今のところは3,600千円とさせていただいておりますが、もっと下の区分の方たちという声を聞きまして、これについては対応を前向きに検討することで下の区分を設けようというふうなところで検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

非常に前向きな意見、実際そういう声も私も聞いておりますので、ぜひともその下の3,600千円以下のその方々に向けての給付金ができるような手だてをしっかりとしてください。よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後の支援策の取り組みは、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の質問事項1、新型コロナウイルス対策について、要旨2、今後の支援策の取り組みはにつきまして答弁させていただきます。

今定例会に補正予算計上しています支援策につきましては、町民全員に5千円のクーポンを発行して、町内のクーポン取り扱い店舗として登録された店舗及び事業所で利用できるクーポン事業の取組を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大を考慮しまして、非接触型の取組として、コロナ禍での生活の応援便とした商品の送付を計画しております。

また、ハコミネ町民市につきましては、現在、農産物及び商品の販売について支援しているところですが、お弁当や惣菜などのテイクアウトについても再度、販売支援していくところで予算計上しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響がどのようなところに出ているのか、今後とも情報の把握に努めて、上峰町の支援策を検討し、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様こんにちは。寺崎議員の質問事項1、新型コロナウイルス対策について、要旨2、今後の支援策の取り組みはという質問につきまして答弁いたします。

住民課からは、国の第2次補正予算によります新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金としまして、保育所等において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ事業を継続的に提供していくため、保育所等に配付するマスク、消毒液等の卸販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費の補助を町内幼児教育保育施設の3施設に行う予定をしております。

また、国の特別定額給付金の対象にならなかった令和2年4月28日以降に生まれた乳児を対象にした町独自の給付金を検討しており、12月に予算の補正を行う予定でございます。

以上で寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

これから寒くなったら、またインフルエンザや、長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大が予測され、それに伴い、住民の自粛や危機的な状況にある地域の中小企業や従業員の状況を考えて、先ほどの答弁になったのかなと思います。

また、私の身近なところでもコロナ関係で職を解雇になったという方も知っており、なかなか裾野が広い状況かなと私は心配しております。しかしながら、これからそのコロナ感染を抑えながら経済を回復していく、感染予防と経済、この両輪をうまく回していくことが必要ではないかと思います。また、先ほど同僚議員の答弁で、町長がこれから3弾、4弾の対策を考えるということをお聞きしております。ぜひとも、上峰町は佐賀県内では流入人口増加率が1番という地域性も考えながら、コロナ対策をしていってほしいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。

○9番（寺崎太彦君）

何か不足があればお願いします。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○町長（武廣勇平君）

気を引き締めて頑張ってます。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、農業振興について、質問要旨、有害鳥獣の被害状況と有害鳥獣対策は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の質問事項2、農業振興について、要旨1、有害鳥獣の被害状況と有害鳥獣対策はについて答弁させていただきます。

現状の被害状況としましては、家庭菜園の野菜などがタヌキやアライグマなど、小型獣やカラスなどの鳥獣から被害に遭っているとした状況を把握しているところであります。

有害鳥獣対策としましては、集落支援により町内全域に小型獣用箱わなを設置して捕獲を実施しているところであります。8月まではアライグマ47頭、イタチ7頭、タヌキ10頭、カラス9羽を駆除しております。また、佐賀県猟友会三養基支部に委託しての有害鳥獣駆除も行っており、現時点ではイノシシ1頭、ドバト2羽、カラス10羽、サギ2羽の実績が報告されています。今後も被害状況の把握に努め、有害鳥獣対策に取り組んでいくところであります。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

佐賀県内のアライグマの捕獲状況が2018年1,594頭が捕獲され、翌年の2019年度2,589頭で、1年間で約1,000頭も増えておりますけれども、町内ではアライグマはどのような捕獲状況であるか、分かれば教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のアライグマの捕獲頭数でございますが、今年度アライグマ、先ほど申し上げましたとおり、現段階で8月までの段階で47頭駆除しております。前年とはいいまして、アライグマを50頭駆除しております。現状といたしましては前年を上回るペースでアライグマ捕獲ができております。

こういった状況にありますのも、支援員たちによる町内全域でのわなかけ、また区長様たちからの連絡を受けて、すぐの対応を、わなかけ、カメラの設置等をしておるところでございまして、そういったところを反映するところでアライグマの町内での捕獲頭数というのは着実に上がってきておるといふうなところで認識しております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

町内でもアライグマが増えているということです。

実は先日、家の2階にアライグマがおって、最初は音がするから何かなと思って見たら、タヌキかなとって、なかなか動物も人間を見て逃げていかんで、何か丸っこい目でこっちを見よったとかいう話も聞きます。アライグマはかなりどうもうで人間を恐れないという話も聞きますので、そこら辺の住民の周知徹底をしてもらいたいと思います。

また、カラスの被害が結構今年、長雨の影響かは知らないですけども、夏、トウモロコシを植えとったけど、収穫時期になったらもう全て全滅したとかですね、一応対策はしていたとか聞きます。しかしながら、カラスもかなり賢くて、前年度ではよかったんでしょうけど、結構学習して、カラスも小学1年生ぐらい頭がいいと聞きます。

また、我が家でもスイカを植えて、毎年コンテナをかぶせていたんですけど、今年はそのコンテナをカラスがのけて食べたり、物すごくカラスは頭がいいんですね。ぜひともカラスも駆除をしておりますけれども、そこら辺の対策も何かこんなふうにしたらいいよとか、その情報があれば教えてもらいたいと思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところのカラスの対策につきましてなんですけれども、もちろん町内で鉄砲で撃てる地区も限られておりますので、そういった頭のいいカラスの対策というふうなところで情報収集しまして、わなを仕掛けたり、もちろん状況把握するところで支援員活動を行っておりますので、被害報告等の現場でもそういったカラスに対する防御のやり方を伝えていければ、また広報等でも周知していければというふうなところで考えるところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

ちなみに去年の実績ではカラス2頭が捕獲されておりますけれども、これはどのようにして捕獲されたのか、方法があったら箱わなか、ちょっとどのように2羽鉄砲で撃たれたのか、お教えてください。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のカラスの捕獲でございますが、猟友会による2頭は鉄砲での駆除、大字江迎の地区でございます。

また、支援員による捕獲につきましては、箱わなによるところで、餌を入れました小型獣用のわなにカラスも捕獲できるというふうなところで、あの小型獣用のわなを用いたところの捕獲でございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

銃と箱わなでカラスを捕まえるということで、以前、鷹匠によってカラス対策をされておりましたけれども、今、最近されていないんですけれども、やはりカラスの天敵は鷹という話を聞いて、かなり効果があるんじゃないかとお聞きしましたけれども、効果があったのか、なかったのか、お聞きしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の鷹匠によるカラス駆除でございますけれども、上峰町もトライはしておりますが、近隣の状況を踏まえたところでも、やはり1回の鷹による防除ぐらいでは戻ってきてしまうというふうなところで、鷹匠による駆除につきましては近隣の状況につきましては、最近ではあんまり聞かないところではないかと認識しております。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

鷹匠の取組についての答弁がございました。

カラスは本当に大変、議員がおっしゃいますように、視力も人間の約5倍だと言われますし、雑食性で何でも食べるということでございます。この周辺でもハシブトガラスと言われるカラスがハシボソガラスと一緒に大変な量がいることで畑作に影響を与えているということも承知しております。

1つ特徴として、強い光に弱いというものがありますので、畑によってはカラスをその畑に近づけないような紙テープをぶら下げて、視覚的に警戒させるというふうなところであったり、CDをぶら下げておられたりするところもありますが、なかなかこの効果が出ているとは聞いておりません。

鷹匠を以前、たしか九丁分地区だったと思いますけれども、来ていただいて、カラス対策ということで取り組んでいただきました。これは鷹匠さんの取組は、毎回カラスが来るときに鷹を放してカラスに遠くに行ってもらおうというようなことではなくて、鷹匠が来るときのサインみたいなものを、例えば赤い車で来て、鷹が放たれたと同時に大きな音を立てるということで、賢いカラスに記憶として鷹が来るという恐怖心を植え付けて、その後は鷹匠はいなくても、赤い車とこの大きな音が鳴れば鷹を意識するという類いのものでありますので、すなわちこれは地域の努力が必要なわけですね、継続的な。そうしたところまで今現在できるかというとなかなか難しいという現状があると思います。

また、最近そのわな対策で物すごく大きな箱わなみたいなものを箱わなと意識させないよ

うな形で置いておくということで、一網打尽にするというような方法がありますが、こうしたスペースが本町にあるかと言われれば、それはございませんので、カラスについていろいろ勉強する上で、最近専ら一番の対策は、カラスの鷹に襲われる、天敵に襲われるときの声、うめき声を録音している会社があります。その録音したうめき声を流すと、カラスが一気に飛び立つということもございますので、そうした事業者さんたちの御指導を今後得ていければな、御協力を得ていければなというふうに考えているところでございます。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど町長から鷹に襲われている声、確かに私も昨日勉強しよって、ユーチューブで何かそういう動画があつて、その声はかなり効くとかちょっと書いてありました。それから、光る物とか、それもやっぱり効果があるとか書いてありますけれども、やはりカラスは頭がよくて、何かすぐ学習して、すぐ慣れて、また寄ってくると書いてありました。

一番いいのはカラスの巣を駆除するのが一番いいのかなと思うんですけども、これだけ自然が多くて、なかなかそれもできないのかなど。何かこういろいろ考えてやっぱりやっていかざるを得ないのかなと思いました。一筋ではいけないんでしょうけれども、そのカラス対策をしっかりやってもらいたいと思います。

それから、決算資料の添付資料の有害鳥獣対策のこの説明で、有害鳥獣駆除を佐賀県猟友会三養基支部に委託してイノシシ33頭、カラス2羽、ドバト8羽を駆除することができました。また、有害鳥獣捕獲等について研修を委託し実施し、これによりイノシシ45頭、アライグマ50頭を駆除することができました、これ別々に書いてありましたけれども、これこう別々にこれ書いてあるのは、どういった意味で書いてあったんでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の猟友会の捕獲頭数と別書きで研修による捕獲頭数等を書いておるところでございますが、もちろんこれはダブるところではございませんで、猟友会のものにつきましては猟友会に委託しております駆除委託の中で捕獲した頭数、また研修としましては、支援員を交えたところで研修によるところ、捕り方の研修を教えてもらいながら、なるべく多くの頭数を捕獲できるような研修を行ったところでございます、そういった中で捕獲しましたということで別書きにしているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

そうすると、この上の猟友会が委託して捕ってあるとと別に研修を実施されてということは、町内で資格を持った方が研修して捕った数ということですよ——分かりました。

そしたら、かなり猟友会の方々と比べてもイノシシだけ比べたら猟友会以上に頑張っって捕獲されたという、頑張られたということですよ——分かりました。

それを踏まえて、以前、一般質問でも言いましたけれども、町内のそんな資格を持って

いる方々があって、これだけ研修をされておって、これだけ実績を上げておる中で、猟友会上峰支部ですね、以前も言ったんですけれども、作ってもいいのかなと思いますけれども、その考えはどうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の上峰町猟友会三養基支部に属しております上峰町猟友会の立ち上げでございますが、もちろん猟友会内の問題ではありますところも否めないところでございまして、今まで上峰町内で捕獲してくださる方がおられなかったところもありまして、みやき町に在住しておりますところの方が上峰町支部のところで捕獲をしていただいていた経緯もござい

ます。もちろん狩猟免許を町民の方が補助等も活用されまして取られた経緯もございまして、もちろん人間的なものはまた技術的などところも研修というふうなところの中身で培われていったところの流れもありまして、上峰町の支部の立ち上げについてはそういった準備もあるところでこの研修委託も行っていったところでございます。

もちろん今までの経緯もありまして、町のほうがこの立ち上げに加担するところではございませんが、町のほうもこの立ち上げについては町内の方にやっていただきたいということで推進していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

この去年の実績を見ても、かなり資格を取って、かなり研修して、これだけ実績を上げられて、ちょっと全てじゃないんですけれども、ちょっと話を聞いたらですね、できれば上峰支部あったほうが、自分たちで計画を立ててしていくほうがいいとお聞きしております。

それで支部の立ち上げですね、猟友会の三養基支部から許可かなんかが要るとか、何かそういう話なんでしょうかね、どうですか、そこら辺。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、何分今、この地区を三養基支部のほうで培っておられますので、そういったお話しもなく、やみくもに上峰支部というふうなところの立ち上げはできないのではないかと思います。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

やみくもではないのかなと、以前は上峰支部があって、それからその免許を持った人がなくて、それでなくなったのかもしれませんがですね。できれば自分たちが立ち上げてしていったほうが、そこに補助金を入れてしていったほうが私はいいと思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、町も補助等をしまして狩猟免許を町内の方に多く取っていただいておりますので、そういった方の活躍の場としても上峰支部というふうなところで町内の方が活躍するような流れが理想的かなと考えるところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

日高課長ありがとうございます。ぜひともこの上峰町の資格を持っている方々の意見を聞いて、皆さんの研修の充実やらできるような環境整備をぜひともつくっていただきたいと思います。

以上、これで終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時40分まで休憩いたします。休憩。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

質問事項の3番、財政改革について、質問要旨、佐賀県の公共工事で「入札不調」「入札不落」が急増しているが、上峰町の現状は、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

私のほうからは、寺崎議員の質問事項3、財政改革について、質問要旨1、佐賀県の公共工事で「入札不調」「入札不落」が急増しているが、上峰町の現状はという御質問に対しお答えいたします。

佐賀県においては、入札不調などの事案があっていることを確認しているところでございますが、当町におきましては令和2年度に入り8月までの間に14件の工事入札を実施しており、現在のところ入札不調等となった事案についてはございません。

今後も県内の入札状況の情報収集に努めるとともに、適切な設計、業者選定の実施などにより住民サービスの低下を招かぬよう努めてまいりたいと考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

高島副課長の答弁で、今年度はないということで安心しました。

それでは、上峰町も年度でされておりますけれども、4月から6月は大体、公共工事、閑散期と言われておりますが、当町に関しては閑散期かなんかどうなのか、御答弁のほどをよろしく願いいたします。

○建設課副課長（高島真幸君）

寺崎議員の、4月から6月については閑散期なのかということについて御答弁を申し上げます。

現在、令和2年度でございますが、4月につきましては2件、5月につきましては2件という形で、工事発注の平準化を行っておりますので、4月、5月についても発注を行っているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

仕事の平準化がされて、結果が出ているということでもあります。非常にいいことだと思います。

今年度は今のところないと言われてましたけれども、今この状況、コロナ禍の中、これから年度末、仕事が集中しやすい中、また、人手不足や働き方改革等、労務費や材料費が今高騰していると言われてます。その中で今後万が一、もしの話なんですけれども、入札不調が予測され、そういった場合は、出た場合、どのようにされていくものか、教えてください。

○建設課副課長（高島真幸君）

今後、入札不調等が生じた場合ということでございますが、これまでも入札内容や直近の入札状況に応じまして、地域要件を緩和し広域の指名を行ってきた経緯がございます。これからは入札状況等の把握に努め、柔軟対応を図り、住民サービスの低下を招かぬよう努めたいと思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

納得しました。これからコロナ対策とか、そういったコストがひょっとすれば上乘せされたりとか、そういったことも考えられますので、町民には計画的に公共工事が順調にできる、また、緊急に災害対策工事とか迅速にやっていただければと思います。今、答弁あったようにしっかりとやってください。

私の質問は以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

4番吉田豊君よりお願いします。

○4番（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。議長より登壇の許可を得ましたので、ただいまより通告順に従いまし

て質問をさせていただきたいと思えます。

まず、質問事項の1として、災害時の避難道路対策として、質問要旨、今後の避難道路対策の取り組みは。

6月定例会において約束いただいた町道の冠水箇所のかさ上げ工事の実施計画書（全体計画、年度別計画、概算事業費）、それから2番目といたしまして、外来水生物の除去についてお尋ねをしております。

質問要旨1、外来水生物等の除去の取り組みはということで、特に外来水生物ブラジルチドメグサなどの除去方法について、役場と地区の役割分担の協議の結果について協定書があれば協定書の写しをということで、以上2点については資料の提出を要求しておりました。

質問事項の3番として、LABV事業の対策事業についてということでございます。

質問要旨1、令和2年3月31日、全員協議会で配付された資料、スキーム図によると、施設整備についてはプロジェクトに計画承認されれば何でも出来るような気がしますが、小・中学校の校舎の新・改築、体育館等の新・改築を対象事業として申請出来るのじゃないかということでお尋ねをしております。

4番目といたしまして防災対策についてでございます。

大雨時の堤防決かいの防止対策の方法について、特に危機管理対策監にお尋ねをいたします。

以上4点ほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、災害時の避難道路対策、質問要旨の今後の避難道路の対策の取り組みは、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

私のほうからは吉田議員の質問事項1、災害時の避難道路対策、質問要旨1に関しまして答弁いたします。

現在、建設課といたしましては、平成30年9月定例議会において資料提供のありました道路冠水状況をベースとして、昨年度から町道のかさ上げ工事を実施しているところでございます。

大字坊所地区の冠水対策につきましては、今後計画されております外記のため池の整備事業により改善されることが期待されているところでございます。

また、その他の地域につきましては、地区からの要望を重視するとともに、緊急度の高い路線から道路改良を行っているところでございます。

なお、今後の計画としましては、生活に支障となっている箇所を優先に、寺家一地区の寺家北線や坊所新村地区の町道の道路かさ上げを予定しているところでございます。

道路かさ上げ工事につきましては、広範囲において十分な調査などが必要な箇所もござい

ますので、まずはほかへの影響が少ない箇所から早期の対策を講じていきたいと考えております。

以上、吉田議員への質問答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

ここにも書いておりますように、6月定例議会において、森園課長に9月定例までに道路の冠水箇所、要するに私が言いたいのは避難道路の確保なんです。だからそのうちよがないわけね。だから、少なくとも今後何年間で、毎年何か所ずつやって、何年間で完全にかさ上げを終了しますという具体的な計画を9月定例に出してくださいということで、やるのかやらんのか確認したら、9月の定例には計画書をつくって出しますという約束をしたからここに書いとるわけですよ。一辺倒の、今年はここだけすっじゃ、そいじゃ議会として承認できんわけですよ。なぜなら、議会は行政の監査機構でもありますから、そが何年でんかかってもろうちゃ困るわけ。事業費は大体どんくらいかかるかも、概算でいいから出してくださいということで、森園課長は出しますと言うたわけよ。休暇に入る前にそういう指示はなかったんですか。

それともう一つ、一般質問でこういうふうに書いておるわけですから、あなたは森園課長に会いに行って、中身のチェックはされたんでしょうか。それについてお尋ねします。

○建設課副課長（高島真幸君）

6月の議会において、吉田議員の質問において、森園課長のほうが頑張りますという答弁をしていることについては承知しておりまして、建設課のほうでも平成30年9月定例議会に示しました道路冠水状況を基に、道路が今、冠水している道路の延長等を一応把握しております。その中でも、概算事業費というのは、それから算出できるわけなんですけど、道路だけじゃなくて、排水対策についても計画が必要だろうと、そこにたどり着きました。このために、広範囲での調査等をまずは実施して、排水対策等を踏まえたところでの計画のほうを考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

私たち議員は町民の皆さんから、こういう冠水状態を、うちにきはいつしてくるんねて言いんさっわけね。それに答える資料がないから全体計画をつくって出してくださいて要求しているわけですよ。まだ、今答えをもらったように冠水箇所は把握しとっけん事業費は出さるっ。ばってんが排水対策てんなんてんば全体的に考慮せんばけんがされん。そいじゃ納得できんけんが、6月定例に森園課長に厳しく言って、資料を出しますて答弁ばもらったわけよ。だから当然、出るもんだらうということで期待してきたけども、事前に資料も出してもらえんし、このままではちょっと納得しがたいですね。

○町長（武廣勇平君）

私、6月の議事録を今読んでおりました。吉田議員から計画について、9月定例までに絶対それをつくってくださいと、議会にも示してくださいということでおっしゃっていただいておりますが、できるだけ頑張ってもらいたいと気持ちだけは持っておりますが、なかなか難しいかなというところではございますので、ぜひ御理解のほどをよろしく願いますという流れになっております。

受け止め方としては、9月議会までに今言われた3点セット、これがそろわなきゃならんというふうなお気持ちはわかりますが、建設課としましても豪雨対策等、この間ございましたし、今、課長が言ったとおり、しばらく時間がかかるものだとということで私自身も理解しておりますので、今後のことを考えれば、議員さんがおっしゃるように様々な地域から排水対策、何か策を講じなければいけないというお声をいただいているものと思いますので、速やかにそうした考え方についてまとめていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

今、町長から、議事録をちょっと目を通したということなんですが、その先が大事なんです。そういうふうに課長が答えたから、私は出すのか出さんのか、はっきりしろということで追及したらね、努力して出しますと答えたわけよ。私の記憶違いならともかくとして、私はそのように聞いたふうに記憶をしております。

それと、ちょっと期待の持てるような、持てないような、しばらく時間がかかると町長の答弁で、まあそう簡単にはできませんけど、じゃ、12月までには出していただけますか。

○町長（武廣勇平君）

お言葉でございますが、先ほどのやり取りの後に、ほか答弁ありませんかと議長さんからありまして、吉田さんの質疑はこれで終わっております。大変恐縮ですけれども、事実上そういうやり取りになっておりまして、とは言うものの、しっかり時間をかけて、この点については計画等を示していく必要があると建設課は認識しているようでございますので、私は議事録を今追っているだけです。どういう状況か、後でしっかり確認をさせていただきながら御報告申し上げます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

では、しっかりと検討していただいて、12月の定例議会には先ほど言った3点セットで計画書を提出していただくように最大の努力をお願いして、この項についての質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「課長から心づもりばちょっと、出してもらえるか、出してもらえんのか」と呼ぶ者あり）

○建設課副課長（高島真幸君）

吉田議員から、12月議会までには提出できるかどうかという話でございましたが、ちょっと今のところ、先ほどの繰り返しになりますが、道路延長とか、そういう概算ですね、過去の経緯から算出できます。そこから金額等が大きく外れることもございますので、その辺は御了承いただきながら、先に進めていければと思っております。

以上でございます。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進んでいいですか。（「はい、よろしく願います」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の2番、外来水生物等の除去、質問要旨、外来水生物等の除去の取り組みは、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の質問事項2、外来水生物等の除去、要旨1、外来水生物等の除去の取り組みは、外来水生物（ブラジルチドメグサ）等の除去方法につきまして答弁させていただきます。

資料要求につきましては、今年度に緊急的な対応として、繁茂した水草を一度除去した後地区との協議を検討するということで行っておりますので、現在の除去状況と繁茂の状況についての資料に代えさせて提出させていただくところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、特定外来水生物の水草除去につきましては、町で集落支援員等により緊急防除として今年度実施しております、地区の方たち等の御助力を受けて防除を実施したところもあります。

今年度いっぱいかけて防除作業を実施する中で、いつの時期に、どのような除去をすれば繁茂につながらないとするような、日常的に管理しやすい予防法や対策について、県や関係機関から情報提供を受けながら研究しているところでありまして、この結果を地区に御説明できるようにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

では、その県からの指導なんかを受けて、地区に入って役割分担を決めていくということに思っているようでございますが、では、その地区の説明会はいつぐらいから実施される予定なんですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の時期についてでございますが、最初の答弁のとおり——もちろんこの状況につきまして、対策等につきまして検討している段階でございます。対策している検討でございますが、毎年年度の末に多面的交付金の説明会等を実施しております、その中の内容の

一つとして、この除去について盛り込んでいければというふうに考えるところでございます。
以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

年度末に多面的機能支払交付金の説明があるから、そのときにこの外来水生物の除去方法についても併せて協議をするつもりということでは理解すればいいんですか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところでございますが、多面的交付金の中での対応と、説明会の中としましては、ブラジルチドメグサがどのように繁茂するか、どのように駆除したら一番よい方法で取れるのか、というふうな内容が盛り込めればなというふうな内容で申し上げたところでございます。

地区との協議につきましては、もちろん現状で、地区の中で取られている団体もあります、地区もございまして、取られていない団体もございまして。

また、請願の審議もされているところであると認識しております。もちろん、地区おのこのところで、集落支援員を交えまして個別に対応していきたいと協議については考えておるところでございます。

多面的交付金の中としましたところでありまして、中で取られてある団体もありますし、そういったところの取り方について、講習会的なところが盛り込めたらなということでは発言したところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

私が6月に言ったのは、要するにこれを全て行政の力で取り除いた場合には、道路敷の草刈りとか水路敷の草刈りも町の管理区域になりますから、我々農家がここも刈ってください、ここも対応してくださいと言うたら、あなた方は手に負えなくなりますよと。だから、役場の行政の役割分担と地区ですべき役割を部落と協議して進めますという町長の答えがあったわけね。

だから、何も完璧な方法でんなんてんじゃなくて、役場はこういうことをします。例えばクレークから揚げたブラジルチドメグサの雑草を、三養基西部のあそこの焼却炉に持って行っていいですよ。その約束を役場が環境センターと協議をして、こういう公共的な区役的的事业で持ってくるから、これについては対応してくれというようなことをするのが役場の仕事であって、実際現場で揚げるのは、春先のまだ繁茂していない、少し新芽が出たくらいやったら簡単にとってしまうけんが、早い対応をする部落の区役をしてくださいというふうな協議をするべきじゃないかということで6月に言ったわけよ。そしたら町長が、そんないもう役場の役割と地区の、部落の役割を各部落に入って協議をしてまとめていきますとお答えをいただいてから、もう既に3か月経過していますから、当然部落には説明会、もう入っ

であろうと思ってこの質問を上げたわけですけど、まだ全然入っていないということです。

私がそういうふうな考え方を申し上げていることに対しては、町長も全く同感ですという、6月にはそういう答えをいただいていたので、それを否定はされないと思いますが、今後どういうふうな形で部落に入っていくつもりなのかね。今私が言ったように役場でやるべき仕事と地区でやってもらう仕事、これについては明快に区分しとかんと、各地区でばらばらになったら、また役場に苦情が押しかけてくると思うんでね、どういうふうに考えておられるのか、考えだけでいいですから聞かせてください。

○町長（武廣勇平君）

このブラジルチドメグサにつきましては、特定外来生物でございまして、外来生物法によって、この除去を行う際は民間団体については認定を、そして地方公共団体については主務大臣の確認が必要であります。しかしながら、確認と、この認定がなければ防除ができないということではないというふうに県に確認しております。

まず、1つ目の視点で、予防のための1次対策という考え方で、つらつらここに書いてありますけれども、日常管理というところについては、こうした確認は必要ありません。まさに、この部分をしっかり住民の皆様方とお話し合いをする必要があるという考え方を持っております。法令に沿った、通達に沿った考え方です。

その後、それでも繁茂した場合、2次対策として、そうした関係機関と協議をしながら、大規模な繁茂対策というのが必要だというふうな法律の立てつけになっているというふうに理解しておりますので、このままこの考え方をお伝えしようと思っております。今現在お話し合いができていない理由は、まだ残ってしまっていて、一部何か枯渇している部分もありますので、私のそのチドメグサに対する理解では、12月も青々と生い茂ると書いてあったんですが、日照で結構枯渇している部分がありますので、この点をちょっとちゃんと、先ほど日高課長が申しましたように理解を深めて、研究という言葉が使われましたが、研究をしながら住民の皆様方とお話し合いをする、そういう準備をしているところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

今、町長からお話があったんですが、私が言いたいのは、要は地区によっては、もう既にされておる地区もあるわけですね。特に前牟田あたりでは結構進んで、日常管理とまではいきませんが、区役掃を実施して、多面的支払交付金の補助対象として日当も払われています。だから、そういう方法をもって行動計画を地区に、部落に要請して、オーケーが出れば協定ができるわけですね。特に区長さんも時の人ですよ。区によっては2年が任期、1年任期のところもあります。ちゃんと文書で残していないと、次の新しい区長がそれは引き継いどらんばいと言うぎ、そいまでですよ。だから、文書を交わして、こういうことでとはっきりとした協議内容を地区と役場で持つておくようにしたほうがいいと思いますので、それに

対する考え方をお願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御指摘のところで、地区との協議につきましては文書での締結するところを検討に入れまして、地区にどういった作業内容、またどういったところで行っていくかにつきまして、文書で交わすところで協議を図って、この方向で進めていきたいというふうなところで考えます。

以上でございます。（「先へお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、LABV事業の対象事業について、質問要旨、何でも出来るような気がするが、小・中学校校舎、体育館等の新・改築を対象事業として申請出来ないか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の、質問事項3、LABV事業の対象事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

結論から申し上げますと、議員御指摘のとおり可能でございます。例えば設立する合同会社に新たなプロジェクトとして小・中学校の校舎新・改築プロジェクトを加えていき、事業拡大のプロセスを合同会社内で経た上で行うことが考えられます。

なお、その際は学校用地などを合同会社に現物出資することも検討する必要があると思われれます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

厳しい財政事情の中ですから、できたらそういうふうなLABVのプロジェクトの中に入れてもらったほうがいいなと思っておったんですが、用地の出資をせんばいかんということになってくると、教育長さんの御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

吉田議員からの質問にお答えしたいと思います。

ただ、私どもも現状では小・中学校、上峰小・中学校ともですね、四十数年が経過をし、途中で耐震化工事等も行っておりますので、今後ある程度の期間はもつという事は見ているわけですが、しかし、いろいろな排水管であるとか、あるいは内装であるとか、いろいろなどころでの不備が毎年出ておりますし、毎年改修費等で数百万円ずつ組まなくちゃいけないという現状もございます。

また、小・中学校それぞれ単独でいくのか、あるいは小中一貫校も視野に入れ、あるいは義務教育学校ということも視野に入れ、いろいろな形での公立学校、公立義務教育学校の在

り方ということを模索していく意味におきまして、新たな学校、上峰の学校はどういったものにすべきかというところで非常に夢が膨らむものもございます。

ただ、かなりの予算が返ってくるわけですので、私どもも今回この中心市街地の取組を見ながら、学校で生かせないのかということは当然前から考えてはおりました。九州管内でもPFIによる、例えば北九州市立の学校でやっているところもありますし、今回、LABV方式でどうかというような御質問がありましたので、私どもも県教委であるとか、あるいは文科省のほうにも少し問い合わせをした経緯もございます。

学校というところ、義務教育の町立の学校ですから、土地については一定のものが今現時点でもあるわけですね。それを今度合同会社の中でどう提供していくのかというやり方もあると思いますが、現状ではBTO方式にしてもBOT方式にしても認められるんじゃないかという一定の方向性はいただいております。

ただ、具体例、近隣にあまりないもんですから、今後はまずもってPFI事業でやっている義務教育学校を見て勉強させてもらって、少し私の中の頭も整理していきたいと思っておりますし、創生室とも連携しながら、取り組めるものであるならば前向きに積極的にやっていきたいというところを考えているところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

PFIでは実績があるという教育長さんからのお答えをいただきましたが、このLABVについては何しろ日本で初めてらしいんですね。だから、前例がないのはもう当たり前のことであって、ただやっぱり、小中一貫にしる、小・中それぞれの学校を建て替えるにしる、相当の財源が要るわけですね。だから、先ほど創生室長からお答えいただいているように、そのプロジェクトの中に計画書が承認されれば可能ですよという答えもいただいたので、町長にお願いですが、ぜひともこれが承認いただけるように最大の努力をしていただきたいというふうに思います。町長の心意気をお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

突然の御提案で、私も不勉強でございますし、LABV事業についても今から始まるというところでもございます。PFIの形で造られている公立学校もあるとは聞いておりますので、そうした勉強は1つ引き出しとして持っておく必要はあるなと思っておりますので、しっかりと勉強していきたいと思っております。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、防災対策について、質問要旨、大雨の時の堤防決かいの防止対策の方法は、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、吉田議員の質問事項4、防災対策について、質問要旨1、大雨時の堤防決かいの防止対策の方法はという御質問に対し、ソフト面からお答えをいたします。

町では河川の堤防決壊を防御し、そしてこれによる被害を軽減するために水防団による水防活動を行います。このため、水防倉庫に土のう袋、縄、木ぐい、鉄くい等の備蓄資材を保有しており、河川の水位上昇により堤防決壊のおそれが生じたときは、水防団の団員自身の安全確保に十分配慮しつつ、河川の増水箇所の維持、補修を行うこととしております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

私の、ここの質問の書き方が悪かったように思います。私が聞きたかったのは、鬼怒川の氾濫がありましたね。あのときテレビ放映を見よったら、もう既に堤防を越水しよったわけですよ。私も以前、水防団、消防団、入ったから土のう積みてんなんてん経験があるんですけどね、以前は河川の水位が上昇して越水しかけたら、当時農家には、かまぎというのがありました、米を入れるかまぎ。むしろ、わらで編んだ米袋ですね、今、樹脂袋ですけど、それをわらの縄で縫ってあったから、そこを鎌でさっと切って、一枚の広げた状態になして、竹を割って、竹串でその越水しよっとここに刺して、そしてその上に土のうを積んだわけですよ。その、張りむしろをすることによって、越水したら必ず裏打ちで、ずっと浸食していきますね、それを防止するわけですね。それで堤防の決壊を未然に防止することができるんですね。

だから、土のう積みもしかることながら、防災ですから、防災は災害を未然に防止することが防災だと思うんですよ、私は。だから、部落から越水の情報が入ったらすぐさま、今、樹脂製の何かそういう堤防に張るような道具もあるらしいんで、そういうものを竹串で刺して行って、堤防の上に土のうを積んだら決壊は免れるだろうというふうに考えるんですけど、そういう考えは正しいのでしょうか、誤りなんのでしょうか。それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

執行部答弁。

○総務課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。

ただいま吉田議員のほうからの御質疑で、かまぎという工法、それが防災になるかということでございますけれども、現在はシート工法といまして、ブルーシートでまず覆うと。その上に土のうを積んで、そのシートが水を堤防に吸い込まないようにするという工法もございます。いろいろな水防工法がございますので、そういった中で一つの方法として、防災という点からいうと吉田議員が言われたそのかまぎで覆うというのは有効な手段かというふうに考えます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

現在はおまぎもなかなか手に入らないと思うので、ブルーシートによるシート工法が有効であるということであれば、そういう工法をもって堤防の決壊を未然に防ぐような水防団の防災訓練をぜひともやっていただいて、常に決壊するところの地域の皆さん方は、常に真夜中でも河川を見に行かれます。したがって、役場の水防本部に連絡せろということで通達を出しておけば、必ず連絡が来るものですから、その水防団を動員して土のうを積んで堤防の決壊を少なくとも防いでいただくような対策をぜひとも取っていただきたいなと思います。

○危機管理対策監（弥永正一君）

議員が言われるとおり、訓練、これは非常に重要なことであります。水防団についても同じでございます。

ただ、今、コロナの状況下でありまして、十分な訓練ができていないのが現実であります。したがって、努めて条件、そして状況を見ながら訓練についてはしっかりやっていきたいというふうに思います。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもお疲れさんでした。

午後3時27分 散会